

法務省委託事業

タイにおける法的支援のニーズ調査

平成28年（2016年）9月

弁護士 池田 崇志

< 目 次 >

第1章 タイにおけるビジネス関連法令の実態

第1節	タイにおけるビジネス関連法令の内容	3
1	法制度の歴史的変遷	3
2	最近の憲法改正	4
3	現行のタイの法制度の概要	6
4	対外資本の進出に対する規制	7
5	タイの法制度の問題点	8
6	ビジネス法の一般法たる民商法典	10
7	会社法の概要	16
8	労働法の概要	19
9	知的財産制度の概要	23
第2節	ビジネス関連法令に関するタイ規制当局の規制の実態	26
1	奨励と規制	26
2	投資奨励法による奨励	26
3	新しい奨励政策	28
4	外国人事業法及び外国人就労法による規制	30
第3節	タイの裁判制度及びその運用の実態	33
1	タイの裁判制度	33
2	タイの法曹教育と法曹資格	33
3	タイの仲裁制度	35

第2章 タイにおける日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態 及びこれに対する対応の在り方

第1節	日本企業や事業者が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方	39
1	アンケート調査の結果	39
2	法的支援のニーズの所在(概略)	39
3	直面する問題① ～タイへ進出する形式～	41
4	直面する問題② ～ビザ及びワークパーミット～	42
5	直面する問題③ ～名義貸し(ノミニー)～	46
6	直面する問題④ ～会社の実際の運営～	47
7	直面する問題⑤ ～BOIやIEATの承認手続と恩典手続～	48
8	直面する問題⑥ ～労務管理～	49
9	直面する問題⑦ ～行政手続～	50

10	直面する問題⑧ ～タイ国内での日本企業どうしの取引～	51
第2節	在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
1	はじめに	53
2	直面する問題⑨ ～タイ人との離婚～	53
3	直面する問題⑩ ～日本人どうしのタイでの離婚～	54

第3章 日本の法曹有資格者がタイで提供できる法的支援の在り方

第1節	日本の法曹有資格者がタイで提供できる法的支援の在り方（タイの外弁規制等、日本の法曹有資格者の活動環境を含む。）	56
1	序論	56
2	外国人事業法	56
3	外国人就労法とワークパーミット	58
第2節	日本の法曹有資格者による法的支援に対するニーズの質及び量	60
1	日本の弁護士の活動領域とその可能性	60
2	コンプライアンスの問題	61

第4章 その他タイの実情に鑑み特筆すべき事項や調査受託者 において特に力点を置いて実践した事項

第1節	日本の諸機関との連携の可能性	64
1	日本大使館及び領事館	64
2	盤谷日本人商工会議所（JCC）	66
3	国際協力機構（JICA）タイ事務所	67
4	タイ国日本人会	68
5	日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所	69
第2節	無料法律相談の提案	71
1	無料法律相談の目的	71
2	日系企業を対象とした無料法律相談	71

第1章 タイにおけるビジネス関連法令の実態

第1節 タイにおけるビジネス関連法令の内容

1 法制度の歴史的変遷

(1) 黎明期

タイでは、伝統的法典として、ランナー（チェンマイ）王国の創始者であるメンライ王が、1300年頃に制定したといわれる「メンライ法典」や、ラーマ1世の命によって過去の法を収集編纂した「三印法典」（1805年）などがある。

しかし、これらは、いずれも支配者（王）及び刑罰を定めたもの（公法）が大部分であり、国民と国民の権利関係を定めたものは、ほんの一部しかなかったとされている。

(2) 近代法の導入

タイでは、19世紀後半に、イギリスをはじめ欧米諸国15カ国との間に通商条約を締結したが、これらの条約は、治外法権や関税制限を含む不平等なものであった。これらの不平等条約を撤廃するために、法制の完備と諸制度の近代化が必要となった。

ラーマ5世（幼名から「チェラロンコーン大王」とも称される、1868年～1910年）は、その在位中、二度にわたり渡米するとともに、多くの留学生をヨーロッパに派遣した。タイ国内の各省庁には、欧米の専門家を顧問として招聘した。日本からも多くの専門家が各省庁に採用された。それは、宮内省の鶴原善三郎（漆芸術家）、文部省芸術局美術学校教官の三木栄や佐瀬芳之助、国鉄の古沢博雄や農務省養蚕指導員の男女十数名らであった。

当時の欧米人顧問は、イギリス人の大蔵大臣顧問ドルを始め、外務省や国防省などでタイの大臣と同等の権限を持っている者も多かったとされる。日本人顧問の中では、政尾藤吉¹が司法省最高顧問に採用され、欧米人顧問の最上席者としてタイの法制設備に活躍した。当時の司法省には、20数名の欧米人法律顧問がいたが、政尾藤吉は、これらの法律顧問の首席であり、次席にサーのタイトルを持ったイギリス人や特命全権公使の官職を持ったフランス人を従えていたとされる。

(3) 日本及び英仏の法制度の影響

近代の法制度を輸入するまでのタイの法律は、インド法（Hindu Code of Manu）の影

¹ 政尾藤吉は、明治3年（1870年）、愛媛県大洲町（現在の大洲市）に生まれ、明治22年（1889年）に東京専門学校（現在の早稲田大学）英文科を卒業した。その後、米国に留学し、1895年にバージニア大学法学部を卒業し、1896年にエール大学大学院で博士号を取得した。日タイ両国間に公使館が設立された明治30年（1897年）10月、日本外務省の推薦によりタイ政府法律顧問としてタイに渡り、大正2年（1913年）に顧問を辞して帰国するまでタイに滞在したが、この間、ラピー親王及びピシット親王から司法大臣の命を受けて法律草案の起草にあたった。タイ政府は、その功に報いるため、新刑法公布に際して勲二等王冠勲章を贈り、帰国の際には勲二等王族勲章を贈った。

政尾藤吉が、明治33年（1900年）に一時帰国した際、東京法科大学で講演したが、梅謙次郎博士らに勧められ、論文を提出することになった。その内容は、古代世界の法律を、英法、ローマ法、インド法、中国法に大別し、タイは従来仏教国であるためインドの影響を強く受けたものが多く、慈悲をもって臨むインドの古代法と一致するとしたものであり、これにより日本の博士号も取得した。帰国後は、大正4年（1915年）及び大正6年（1917年）の選挙で衆議院議員に当選した。大正9年（1920年）2月、特命全権公使としてタイに赴任したが、翌年8月にバンコクで急死した。タイ国政府は国葬を催した。

響を受けていた。

司法省では政尾藤吉を中心にまず日本法に近い刑法を草案し、1908年に公布させた。その後、民商法の起草に着手した。政尾藤吉が帰国したことにともない、その作業が英仏の顧問に引き継がれたため、これらの法律はイギリス及びフランス両国の影響を強く受けることになった。

現在も効力を有する民商法典、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法（四大法典）の構成は、いずれも日本の法律に類似している。

（４）1932年の立憲革命

1932年の立憲革命により王政を廃止し、主権が国民にあることを明らかにし、民主主義の政治体制を取り入れることにし、様々な法律が制定された。

1932年の立憲革命の中心人物となったプリーディー・パノムヨンは、法制度の整備を行ったが、ここでは自身が留学したフランス法を中心に取り入れた。大学で最初に法学部を設置したタマサート大学では、当初はタイ語のテキストがなかったためフランス語のテキストを使用した。フランス人教授を招聘したり、外国人の裁判官も招聘した。現在も著名な「Tilleke & Gibbins 法律事務所」²の「Tilleke」と「Gibbins」は、いずれも当時、イギリスから裁判官としてタイに来た弁護士である。

第二次世界大戦後は、アメリカの合衆国の法制度を取り入れる傾向が強くなった。

2 最近の憲法改正

（１）序論

法体系の最高の価値理念を示す憲法の変遷を概観する。

ただし、後述するとおり、タイでは上位法と下位法との区別（すなわち法的効力の序列）が明確でない。その結果、法律の効力が命令により事実上改変される可能性がある。同じことは、憲法と法律との関係についても妥当し、憲法の改正には通常法律に較べて厳格な手続が要求され、かつ憲法裁判所があるにもかかわらず、憲法が通常法律に較べて強い効力を持っているとの意識は薄いように思われる。³

（２）1997年憲法

タイでは、1997年に新しい憲法を導入した。その内容は、従来の憲法と比べると画期的と評価される。1997年の憲法は、汚職防止及び国会議員のモラルや質の向上を目指したものであった。そのために、憲法裁判所及び国会監査官の導入、国家人権委員会の創設、政治職公務員（大臣など）の資産の公表、国家汚職追放委員会の設置などの条項が設けられた。

² Tilleke & Gibbins <<http://www.tilleke.com>>のホームページでは、「Tilleke & Gibbins is a leading regional law firm in South Asia.」としている。

³ この点は、タイではクーデターが頻繁に発生することと関係するように思われる。なお、後述するとおり、タイでは「四大法典」と呼ばれる法律があり、民商法典、刑法、民商法訴訟法、刑事訴訟法がこれに該当し、憲法はこれに入っていない。

また、1997年の憲法では、はじめて基本的人権の項目が加わった。

その結果、この憲法は、国民の意思を反映する真の議会制民主主義を実現するため、①人権保護、②選挙制度改革、③政治プロセスの監視システムの設置を三つの重要な要素とし、タイにおいて初めて民主主義的手続を経て制定された憲法と評価されている。⁴

その他、1997年の新憲法の特徴として、以下の点が指摘されている。⁵

- ④ 第8条（2章）に、国王が不可侵と規定されており、この条項に基づき、刑法に不敬罪が規定されている。
- ⑤ 国会（第6章）の規定が、全体の条文の3分の1を占めている。
- ⑥ 裁判所（第8章）は、日本国憲法の「司法」に相当するものであるが、「裁判所」という具体的な形式をもって規定されている。
- ⑦ 地方行政（第9章）は、日本国憲法の「地方自治」に相当するものであるが、「自治」を意味する文言を用いず、「行政」としている。このように、タイでは、地方の「自治」という発想がない。

（3）2007年憲法

1997年憲法施行後、タイ史上初めての上院議員選挙が、2000年3月に実施された。その後、2001年1月には下院議員選挙が、また2005年2月には下院の任期満了に伴う総選挙が実施された。いずれもタクシン首相が率いるタイラックタイ党が圧勝したが、汚職疑惑と政治手法に対する反発も大きくなり、2006年になると、反タクシン運動はさらに広がりを見せた。タクシン首相は、2月24日に下院を解散し総選挙を行い、再びタイラックタイ党が圧勝したが、この選挙について、憲法裁判所は無効の判断を下した。

2006年9月、民主改革評議会によるクーデターが発生し、タクシン政権が崩壊するとともに1997年憲法が停止された。2006年10月1日、暫定憲法（全39条）が公布・施行され、元陸軍司令官であるスラユット枢密院議員が暫定首相に就任した。その後、憲法起草会議が開かれ、2007年に新たな憲法が誕生した。

2007年憲法は、このような背景事情から、タクシン前首相の復帰またはタクシンのポピュリスト政治家の出現を防ごうとした意図が明白で、首相の対議会権限を弱めるものとなった。

主な改正点は、

- ① 首相の任期を連続8年としたこと（従来は規定なし）
 - ② 不信任動議は下院議員の5分の1以上で提出可能としたこと（従来は5分の2以上）
 - ③ 下院選挙区を中選挙区及び比例代表としたこと（従来は小選挙区及び全国の比例代表）
 - ④ 上院選挙区は公選制及び任命制（従来はすべて公選制）
- であるとされている。⁶

⁴ 大友有「タイ王国憲法一概要及び翻訳」（衆議院憲法調査会事務局）

⁵ 「タイの法律入門」サクダー・タニットクン・小林豊（小林株式会社）

なお、第3章「タイの国民の権利及び自由」については、比較的詳細な規定が設けられた。その内容は、第1節が総則、第2節が平等、第3節が自由権と人身の自由、第4節が司法手続における権利、第5節が財産権、第6節が職業の権利と自由、第7節が個人の言論の自由及びマスメディアの言論の自由、第8節が教育を受ける権利及び学問・教育の自由、第9節が公衆衛生・福祉を受ける権利、第10節が情報及び不服申立の権利、第11節が集会及び結社の自由、第12節が地域コミュニティの権利、第13節が憲法擁護への権利となっている。⁷

(4) 2014年暫定憲法とその後

2014年のクーデターにともない、新たに首相となったプラユット元陸軍大将は、新たな憲法を策定した。この憲法は、民主主義の体制と選挙が実施されるまでの間の暫定的な憲法である。

2016年8月7日、民主的な政権の樹立に向けた新憲法草案への賛否を問う国民投票が実施された。即日開票され、賛成多数となったため、総選挙が2017年末にも実施される見通しとなった。

2014年のクーデター後に旧憲法は廃止されており、軍政を終わらせるためには新憲法の制定が前提となる。新憲法は、プンミポン国王の署名を経て公布・施行される。

3 現行のタイの法制度の概要

(1) 法制度

上述したとおり、近代法の導入期において欧米各国からの指導を受けており、日本人である政尾藤吉が活躍したこともあり、タイの法制度は、大陸法系及び英米法系の両者の影響を受けている。憲法を最高規範とするものの、頻繁にクーデターが生起するため、実際上の法体系は、民商法典、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の四大法典が中心になっている。

この他、破産法、労働法、税法、関税法、知的財産法、環境保護法などの主要な法律は成文法として整備されている。

1997年の経済危機以降、経済関連法制の整備が進められた。この中には、労働者保護法の改正（1998年、2008年及び2010年改正）、破産法における会社更生手続に関する改正、外国人事業法の改正など、日本企業とその経営者にとって重要なものも含まれている。また、電子商取引法、集積回路の回路保護法などIT社会に対応する法律の整備、製造物責任法（2009年施行）の制定も行われている。とくに2009年に施行された労働者保護法の改正と民商法典の改正は、日本企業にも影響が大きい。製造物責任法については、日本法にない特色を有しており、適用範囲も広いことから、十分に検討しておく必要がある。

⁶ 片山裕神戸大学教授の指摘。

⁷ 孝忠延夫「タイ王国の憲法」（政策創造研究第3号（2010年3月））

なお、タイのビジネス法令一般の解説または日本語訳として参考になるものとして、「タイビジネス必携」元田時男（G I P U）⁸および「タイ国 ビジネス法規集」（T J プランナイ）⁹があり、いずれも日本語の書籍を扱う書店で手に入る。

（2）最近の改正動向

タイにおける法制度の最近の傾向として、環境保護・環境汚染の問題に対する関心も高まっていることがあげられる。一部の地域ではあるが、憲法に定める環境保護に関する諸手続が履践されていないとの市民団体の訴えを受け入れて、行政裁判所が複数の開発事業を差し止めるという事態も発生している。そのため、タイへ進出する日系企業が、環境関連法規についての研究と対応が必要となる。

また、消費者保護法とこれに基づく比較的詳細で多数の命令等が存在する。法令の規定の内容が必ずしも実現しているとはいえないが、タイに進出することを検討している日系企業においては、十分に考慮しなければならない。

ただし、法律の整備は進んだものの、法律の具体的な解釈・適用について基準が明確でないため、実務に混乱を生じさせることも多い。労働者保護法の改正（2008年5月）に伴い、新たに派遣労働者の利益保護のための規定が置かれたが、法解釈面で生じた混乱は現在も解消されておらず、日本企業はいまだその対応に苦慮している。

関税法の解釈・適用をめぐるっては、税関当局から多額のペナルティを科される事例が後を絶たない。特に、輸入貨物の部類（H S コード）や関税評価額については細心の注意が必要とされている。

（3）「四大法典」

タイでは、民商法典、刑法、民商訴訟法、刑事訴訟法を代表的な法律としており、これらの法律を指して、「四大法典」という場合がある。日本で「六法全書」という場合の「六法」と呼ぶ感覚に似ている。ここから分かるように、「憲法」は基本法の一つには含まれていない。

また、行政法については、民商法典の特別法とみる傾向がある。

4 対外資本の進出に対する規制

（1）大陸法及び英米法の双方の影響

タイの法制度は、上述のとおり、大陸法系と英米法系の双方の影響を受けている。

憲法を最高規範としつつ、民商法典、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法などの基本法を

⁸ その構成は、第1章 タイの外資政策、第2章 タイ国投資政策、第3章 タイ国工業団地公社、第4章 タイ国の会社法、第5章 合併、技術援助契約、仲裁、第6章 労働法、労務、第7章 タイ国の労働安全衛生法、工場法、環境保護、第8章 工場法と環境保護関連法、第9章 会計制度、第10章 租税制度、第11章 貿易、関税制度、外国為替、第12章 タイ国の民商法典、第13章 タイ国の知的財産権、第14章 消費者保護関連法となっている。

⁹ 所収の法律は、会社法、工場法、外国人事業法、外国人就労法、公開株式会社法であり、見開き2ページの左側をタイ語、右側を日本語訳としている。

中心に、破産法、労働法、税法、関税法、知的財産法、環境保護法など主要な法律が、成分法として整備されている。

(2) 対外資本の進出に対する規制（外国人事業法）

タイでは、対外資本の進出について、製造業では積極的に奨励する反面、非製造業についてはきわめて規制的存在である。後者の代表的な法律が、外国人事業法である。

外国人事業法は、要するに資本の過半数を外国人（またはタイ法人）が占める場合に規制しようとするものであり、主に非製造業において適用される。この外国人事業法の外資規制を免れるため、タイ人（またはタイ法人）から名義借り（ノミニ）が利用されてきた。しかし、これに対する規制も強化されてきた。外国人出資比率が登録資本金の40%以上の場合、タイ側株主に過去6ヶ月間の銀行の預金通帳の記録提出が求められるのがその一例であった。

2014年に入って、商務省は、さらに規制を強化する方針を明らかにした。今後、タイへの進出を検討する日系企業はもちろん、すでに進出済みの日系企業も、株主構成について十分に検討し検証することが重要になるだろう。

5 タイの法制度の問題点

(1) 法律の具体的な解釈・運用の基準が不明確であること

このように、タイ国内において法整備は進んでいるものの、法律の具体的な解釈・運用についての基準が明確でない場合もあり、実務においても混乱を生じることがある。例えば、労働者保護法の2008年改正では、新たに派遣労働者の利益保護のための規定が置かれたが、その法解釈面で生じた混乱は、長年にわたり解消されなかったため、日系企業は、その対応に苦慮してきた。

また、上述のとおり、関税法の解釈・適用をめぐる紛糾し、関税当局から多額のペナルティを科される事例も後を絶たない。特に、輸入貨物の部類（HSコード）や関税評価額については、細心の注意が必要となる。

(2) タイの法令がタイ語で表記されているため外国人に理解しにくいこと

タイの法令は、すべてタイ語で表記されていることから、法令検索が難しく、法令の存在自体に気付かないこともあるとされる。

ところがその反面、ビジネス法令の多くが刑事罰をも規定しており、ビジネス法令違反が比較的簡単に刑事罰を受ける傾向があることから、法令の存否や適用の有無に十分な注意をする必要がある。

こうした観点からは、日本の法曹有資格者がタイの法令を熟知し、タイに進出する日系企業や在留邦人に対し、助言や協力を行うことが重要となる。

(3) 法令の効力の序列が不明確であり、法令の存在が不明であることも多いこと

タイは、上述のとおり、19世紀の後半から近代法の制定が開始されたため、法令そのものは比較的整っているといえる。

ただし、「法の支配」の原理によれば、憲法を頂点とする法秩序が築かれているはずのところ、こうした法令の序列が明確でない。その結果、国会で制定された法律を、布告や命令の施行により事実上骨抜きにするような事態が生じている。

(4) 法律（理想）と現実の乖離

どのように立派な法律を作っても、それが守られない限り、その法は死んだ法律になる。多くの人がある法律を守らず放置すれば、法治国家としての機能が成立しなくなってしまう。

法律が定める理想と現実との間に、ギャップが生じる可能性は、常に存在している。タイでは、法律と現実の間にギャップが生じている例が数多くある。

例えば、タイでも公務員が賄賂を受け取ることは犯罪であるが、これを許容する習慣がある。また、外国人就労法及びこれに基づく労働許可証（ワークパーミット）の制度は、外国人に対して一定の職業に就くことを禁止している。¹⁰ところが、多くの外国人が、この法律に違反し、禁止された職業に従事している。このように多数の者が法律を破りながらペナルティを受けないでいると、その法律の規定が死文化してしまう。

こうした場合、当該法律の実効性を得るためには、厳しく取り締まるか、または現実に合わせて合法化するしかない。

(5) その他

いかなる国家でも、法体系や法制度の有効性・実効性は、その国の民主主義の成熟度に比例する。タイの法制度として、上記の（1）ないし（4）以外に、以下の問題点が指摘されることがある。¹¹

① **法律を作る能力のある者が少ない**

タイでは、日本のように官僚が法律案を用意し、国会において議決するだけの状態におくことはあまりない。その結果、実質的に立法作業を担う機関におけるマン・パワーが足りない。

② **国会の審議では審議時間が少ない**

タイでは国会に委員会制度があるが、確立しているとはいえず、細かい検討がなされずに法律案が成立してしまう傾向がある。

③ **独占禁止法が機能していない**

タイでは、1979年に独占禁止法が成立している。しかし、この法律は、実質的に機能せずに今日まで来ている。

その理由として、タイの企業がいまだ寡占化しておらず市場を独占するまでの力がついていないこと、独禁法関係に代わり投資奨励法（BOI関係）が市場をコントロールしてきたことがあげられる。タイでは、生活必需品の一部を政府が価格統制しており、独占禁止法がなくても済んできた。

¹⁰ 1979年外国人就労禁止職業規定勅令は、外国人が就労できない39の職種を規定している。

¹¹ 「タイの法律入門」サクダー・タニットクン・小林豊（小林株式会社）

④ 「行政指導」という概念が存在しない

タイでは、「行政指導」という概念が存在せず、実際には、「官報布告」や「告示」という手法・方法で政府が国民に法律を強制してきた。その結果、タイの行政では、適法と違法のどちらかしかなく、中間のグレーゾーンが存在しない。

⑤ 「審議会」が存在しない

タイでは、「審議会」は一つも存在しない。その代用として、政治上の有力者に顧問または顧問団が付いており、これらの人の意見を参考にして法律実施の判断を行っている。審議会が存在しないため、法律を作る際に民間人または部外者の意見を取り入れないため、作成した法律が現実に合致せず、実行できない法律となるなど、国民に対して失政をさらけ出すことがある。

⑥ 国会を通過しない法規範がある。

タイでは、クーデターにより全権力をおさえた革命評議会がその長の名前で公布した布告または命令は、その布告または命令が国会の承認を受けていないにもかかわらず有効な法令として存在することがある。その代表的なものとして、1972年の労働立法（正式名称は「革命評議会布告103号及び108号」）がある。

6 ビジネス法の一般法たる民商法典

(1) 全6巻の構成

民商法典は、全部で6巻から成り立っており、第1巻総則、第2巻債権、第3巻各種債権、第4巻財産、第5巻親族、第6巻相続の構成となっている。

なお、民商法典の日本語訳は、JETROのホームページで参照できる。¹²

(2) 各巻の構成

① 第1巻 総則の構成

第1編が「総則」、第2編が「人」、第3編が「物」、第4編が「法律行為」、第5編が「期間」、第6編が「時効」になっており、日本の民法総則の規定に酷似している。

「総則」では、民商法典を仏暦2468年（西暦1925年）元旦から施行すること（第2条）、法律がないときは慣習、慣習がないときは近接する法律により判決すること（第4条）、民事法定利率（第7条）、不可抗力の定義（第8条）などが規定されている。

「人」は、自然人（第1章）と法人（第2章）とからなる。自然人については、胎児にも権利能力があること（第15条）、未成年者を保護すること（第21条以下）、禁治産者及び準禁治産者の保護の方法（第28条以下）、住所に関する事項（第37条以下）、失踪と不在者の財産管理の方法（55条以下）が規定されている。

「法人」は、協会（公益社団）と公益財団とからなる。法人は、自然人にのみ認められる権利・義務を除き、権利・義務を享有すること（第67条）、法人の活動は、その理

¹² <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_018.pdf>

事の過半数の意見に従うこと（第71条）、法人の理事の権限に制限を加えても善意の第三者に対抗できないこと（第72条）などが規定されている。法人は、登記されたときに法人として成立するが（第83条、122条）、登記官は、法人として認めることが妥当か否かについて、広汎な裁量権を有する（第82条、第85条、第115条など）。

「物」とは有体物を意味する（第137条）。物と有価で所有可能な無体物を合わせて「財産」と呼ぶ（第138条）。不動産と動産の定義（第139条、第140条）や果実に天然果実と法定果実があることとそれらの定義（第148条）などが規定されている。

「法律行為」とは、権利の発生、変更、移転、保全、抑制のために、人と人との間の法律関係を直接規定するものであり、法律及び意思に基づきなされるものである（第149条）。意思表示について、心裡留保（第154条）、虚偽表示（第155条）、錯誤（第156条以下）、詐欺（第159条以下）、強迫（第164条以下）の規定がある。なお、意思表示の解釈は、口頭または文字の証言よりも意思の事実関係に注目する（第171条）。

法律行為の編では、その他、無効及び取消（第3章・第172条以下）、条件及び期限（第4章・第182条以下）の規定があり、ここも日本の民法の規定と酷似している。

また、「期間」の編の規定（第193条／1以下）及び「時効」の編の規定（第193条／9以下）の内容も、日本の民法の内容に酷似している。

② 全巻の構成

民商法典の構成は、以下のとおり。¹³

◎ 第1巻 総則

- 第1編 通則
- 第2編 人
 - △ 第1章 自然人
 - ・ 第1節 人の様態
 - ・ 第2節 能力
 - ・ 第3節 住所
 - ・ 第4節 失踪
 - △ 第2章 法人
 - ・ 第1節 総則
 - ・ 第2節 協会（公益社団）
 - ・ 第3節 財団
- 第3編 物
- 第4編 法律行為
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 意思表示
 - △ 第3章 無効及び取消
 - △ 第4章 条件および期限
- 第5編 期間
- 第6編 時効

¹³ THE CIVIL AND COMMERCIAL CODE（法曹協会が販売しているもの）の英語訳から和訳した。

- △ 第1章 総則
- △ 第2章 時効期間
- ◎ 第2巻 債権
 - 第1編 総則
 - △ 第1章 債権の目的
 - △ 第2章 債権の効力
 - ・ 第1節 債務不履行
 - ・ 第2節 権利の譲渡
 - ・ 第3節 債務者の請求権行使
 - ・ 第4節 詐害行為の取消
 - ・ 第5節 留置権
 - ・ 第6節 先取特権
 - △ 第3章 複数の債務者及び債権者
 - △ 第4章 請求権の譲渡
 - △ 第5章 債権の消滅
 - ・ 第1節 弁済
 - ・ 第2節 債務の免除
 - ・ 第3節 債務の相殺
 - ・ 第4節 債務の更改
 - ・ 第5節 債務の混同
 - 第2編 契約
 - △ 第1章 契約の成立
 - △ 第2章 契約の効力
 - △ 第3章 手付金・違約金
 - △ 第4章 契約の解除
 - 第3編 事務管理
 - 第4編 不当利得
 - 第5編 不法行為
 - △ 第1章 不法行為の責任
 - △ 第2章 不法行為の損害賠償
 - △ 第3章 免責
- ◎ 第3巻 各種契約
 - 第1編 売買
 - △ 第1章 売買の形態及び重要原則
 - ・ 第1節 総則
 - ・ 第2節 所有権の移転
 - △ 第2章 売主の義務と責任
 - ・ 第1節 引き渡し
 - ・ 第2節 滅失に対する責任
 - ・ 第3節 権利移転における責任
 - ・ 第4節 責任免除契約
 - △ 第3章 買主の義務
 - △ 第4章 特種な売買
 - ・ 第1節 売り預け（買戻し）
 - ・ 第2節 モデル販売・説明販売・試用販売

- 第2編 交換
 - 第3編 贈与
 - 第4編 賃貸借
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 賃貸人の権利と責任
 - △ 第3章 賃借人の権利と責任
 - △ 第4章 賃貸借契約の終了
 - 第5編 賃貸借売買
 - 第6編 雇用
 - 第7編 請負
 - 第8編 運送受託
 - △ 第1章 物品輸送
 - △ 第2章 旅客運送
 - 第9編 貸借
 - △ 第1章 使用貸借
 - △ 第2章 消費貸借
 - 第10編 寄託
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 預金
 - △ 第3章 宿泊所の責任者
 - 第11編 保証
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 債務履行前の効力
 - △ 第3章 債務履行後の効力
 - △ 第4章 保証の消滅
 - 第12編 抵当権
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 抵当権の範囲
 - △ 第3章 抵当権者と抵当権設定者の権利と義務
 - △ 第4章 抵当権の実行
 - △ 第5章 抵当物譲受者の権利と義務
 - △ 第6章 抵当権設定契約の消滅
 - 第13編 質
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 質権設定者と質権者の権利と義務
 - △ 第3章 質権の実行
 - △ 第4章 質権の消滅
 - 第14編 倉庫保管
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 預証券と質入証券
 - 第15編 代理人
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 本人に対する代理人の義務と責任
 - △ 第3章 代理人に対する本人の義務と責任
- ・ 第3節 競売

- △ 第4章 第3者に対する本人と代理人の責任
- △ 第5章 代理契約の解消
- △ 第6章 代理商
- 第16編 仲立人
- 第17編 和解
- 第18編 賭博
- 第19編 当座勘定
- 第20篇 保険
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 損害保険
 - ・ 第1節 総則
 - ・ 第2節 運送保険
 - ・ 第3節 責任保険
 - △ 第3章 生命保険
- 第21編 手形
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 為替手形
 - ・ 第1節 為替手形の発行と裏書
 - ・ 第2節 引受
 - ・ 第3節 保証
 - ・ 第4節 支払
 - ・ 第5節 参加
 - ・ 第6節 引受拒絶または支払拒絶による遡及
 - ・ 第7節 為替手形の複本
 - △ 第3章 約束手形
 - △ 第4章 小切手
 - △ 第5章 時効
 - △ 第6章 手形の変造・盗難・紛失
- 第22編 パートナーシップ及び会社
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 合名会社
 - ・ 第1節 定義
 - ・ 第2節 パートナー同士の関係
 - ・ 第3節 パートナーシップと第3者との関係
 - ・ 第4節 合名会社の解散及び清算
 - ・ 第5節 合名会社の登記
 - ・ 第6節 パートナーシップの合併
 - △ 第3章 合資会社
 - △ 第4章 株式会社
 - ・ 第1節 株式会社の形態及び設立
 - ・ 第2節 株式及び株主
 - ・ 第3節 株式会社の運営方法
 - ・ 第4節 会計監査
 - ・ 第5節 検査
 - ・ 第6節 増資及び減資

- ・ 第7節 社債
 - ・ 第8節 株式会社の解散
 - ・ 第9節 株式会社の合併
 - ・ 第10節 通知状
 - ・ 第11節 会社登記の抹消
 - △ 第5章 パートナーシップ及び株式会社の清算
- 第23編 協会
- ◎ 第4巻 財産
 - 第1編 総則
 - 第2編 所有権
 - △ 第1章 所有権の取得
 - △ 第2章 所有権の範囲及び行使
 - △ 第3章 共有権
 - 第3編 占有
 - 第4編 用益物権
 - 第5編 居住権
 - 第6編 地上権
 - 第7編 収穫権
 - 第8編 不動産における付帯義務
- ◎ 第5巻 親族
 - 第1編 婚姻
 - △ 第1章 婚約
 - △ 第2章 婚姻の要件
 - △ 第3章 夫婦の関係
 - △ 第4章 夫婦の財産
 - △ 第5章 婚姻の無効
 - △ 第6章 婚姻の解消
 - 第2編 親子
 - △ 第1章 親
 - △ 第2章 親子の権利と義務
 - △ 第3章 後見
 - △ 第4章 養子
 - 第3編 扶養費
- ◎ 第6巻 相続
 - 第1編 総則
 - △ 第1章 遺産の相続
 - △ 第2章 相続人
 - △ 第3章 相続からの廃除
 - △ 第4章 相続その他の放棄
 - 第2編 相続における合法的権利
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 法定相続人間の順位
 - △ 第3章 法定相続人の順位による相続分
 - ・ 第1節 親族
 - ・ 第2節 配偶者

- △ 第4章 代襲相続
- 第3編 遺言
 - △ 第1章 総則
 - △ 第2章 遺言の方式
 - △ 第3章 遺言の効力と解釈
 - △ 第4章 遺産管理後見人を任命する遺言
 - △ 第5章 遺言または遺言の定め取消及び破棄
 - △ 第6章 遺言または遺言の定め失効
- 第4編 遺産管理と分割
 - △ 第1章 相続管理人
 - △ 第2章 相続財産の売却及び債務弁済と相続財産の配当
 - △ 第3章 相続分割
- 第5編 相続人不存在
- 第6編 時効

7 会社法の概要

(1) 公開会社と非公開会社

① 公開会社と非公開会社

タイでは、その会社が、公開会社であるか非公開会社であるかにより、根拠となる法律が異なる。公開会社の場合には公開株式会社法であり、非公開会社の場合には民商法典である。公開株式会社法は、民商法典の特別法として位置づけられるため、公開株式会社法に規定のない場合には、民商法典に拠ることとなる。¹⁴

公開会社においても、非公開会社においても、会社の機関は、株主、取締役、会計監査人で構成される。さらに、上場企業の場合には、証券取引所の規制により、監査役(会)の設置が強制される。

タイの非公開会社の場合、3名以上の株主が必要である(民商法典1237条4項)。公開会社の場合、15名以上の株主が必要である(公開株式会社法155条)。これらの人数を下回った場合には、裁判所により解散命令が下される可能性がある(民商法典1237条、公開株式会社法155条)。

② 株主の権利と株主

タイの会社法においても、資本多数決の原則の下、多数派株主の専横の危険性を排除するため、単独株主権および少数株主権が保証されている。少数株主権を付与する基準としては、20%を目安にしていると考えられる。株主総会招集請求(民商法典1173条、公開株式会社法100条)、株主総会決議取消請求(民商法典1195条、公開株式会社法108条)、登記官に対する検査薬選任請求(民商法典1215条、公開株式会社法128条)では、

¹⁴ 民商法典は、その第22編で、「パートナーシップおよび会社」の規定をおいている。同編は、第1章 総則、第2章 合名会社、第3章 合資会社、第4章 株式会社、第5章 パートナーシップおよび株式会社の清算の各項目からなる。このうち第4章は、第1節 株式会社の形態および設立、第2節 株式および株主、第3節 株式会社の運営方法、第4節 会計監査、第5節 検査、第6節 増資および減資、第7節 社債、第8節 株式会社の解散、第9節 株式会社の合併、第10節 通知状、第11節 会社登記の抹消の各項目からなる。

20%の持株要件が定められている。

普通株式のほか、優先株式を発行することができる（民商法典1108条）。この場合の優先株式は、その内容について明文規定がないため、配当だけではなく、議決権などの共益権についても普通株式と異なる取扱いを定めることができると解釈されている。優先株式の発行は、会社設立の際および新株発行（増資）の場合に限られている。優先株式については、いったん普通株式として発行した株式を優先株式に変更することはできず、一度発行された優先株式の内容を変更することもできない。議決権について異なる株式を発行することはできるが、完全無議決権株式の発行はできないと理解されている。なお、株式分割の制度はない。

③ 株主総会

株主総会については、民商法典1171条ないし1195条、公開株式会社法98条ないし108条に定められている。民商法典1177条では、一定の事項について会社の定款が民商法典に優先することを認めている。

株主総会には、創立総会、定時株主総会、臨時株主総会がある。臨時株主総会の開催が義務付けられる場合として、①会社の損失が資本金額の半分以上となった場合（民商法典1172条）、②20%以上の株式を有する株主が総会の招集を要求した場合（民商法典1173条）、③会計監査人に欠損が生じた場合（民商法典1121条）が規定されている。

株主総会の開催場所は、非公開会社については明文の規定がない。公開会社については、本店の所在地または近隣県とされているものの、定款で別の定めをすることが認められている（公開株式会社法101条）。なお、株主総会の招集通知については、新聞への公告が必要とされている。

議長は、議事の運営に加え、決議の票数が同数であった場合には決定票を投じる権利をもつ（民商法典1193条）。議長は、原則として取締役会の議長が務めるものとされ、取締役会の議長がいない、または開会予定時間を15分経過しても出席しない場合には、株主総会により互選により決定される（民商法典1180条）。

株主総会の定足数は、非公開会社の場合、総株式の25%以上の株主が出席しなければ決議を行うことができない（民商法典1178条）。特別決議（定款変更、増資、減資、合併、会社の解散など）については、75%以上の株主の出席が必要となる。公開会社の場合、25人以上の株主が出席するか、または全株主数の半数以上でかつ発行済株式数の3分の1以上の株式をもつ株主が出席するか、いずれかの要件を充たす必要がある。

議決権の数は、（保有する株式数ではなく）出席者の頭数による。ただ、決議の方法により議決権の付与方法が異なる。決議方法は、原則として挙手によるものとされており、挙手により決議が行われる前に2人以上の株主が投票による決議を要求した場合には、投票により決議が行われることになる（民商法典1190条）。このように、タイの株式会社の株主総会の運営において、最も特徴的であるのは、株式数に応じた議決権ではなく、出席株主1人について1議決権が付与されることである（民商法典1182条）。

株主総会では、原則としてすべての株主に議決権が与えられる。しかし、次の場合には、例外的に当該株主に議決権はない。まず、①払込催促を受けているにもかかわらず払込が完了していない場合である（民商法典1184条）。会社設立時に引き受けた株式の25%以上を払い込めば、残りの未払込分は取締役の催促があったときに払い込めばよいとされているため、こうした状況が生じる。また、②決議の内容に特別な利害関係を有する株主である。

書面投票については明文の規定はないが、代理人を任命した上での議決権の代理行使は認められる。代理行使を行う場合、命令で定められた株式の委任状を文面に記載した上で株主総会の開始時より前に会社に提出する（民商法典1187条・1189条、公開株式会社法102条・103条）。

株主総会決議に瑕疵がある場合には、株主は裁判所へ取消を求めることができるが、決議があった日から1ヶ月以内に行う必要がある（民商法典1195条）。

④ 取締役及び取締役会

取締役の人数は、民商法典では規定されていない。そのため、非公開会社では最低1名以上あればよく、国籍も関係がない。ただし、非公開会社でも、業種によりタイ人取締役の割合が規定されている場合がある（例、運送業や倉庫業）。

他方、公開会社では、5名以上の取締役が必要とされ、かつ半数以上がタイ国内に居住地を有していなければならない（公開株式会社法6条、7条）。ただし、公開株式会社法においても国籍に関する制約はない。

取締役の選任・解任については、非公開会社の場合、取締役の選任・解任ともに普通決議で行うが、公開会社では解任を行うためには特別決議が要求されている（公開株式会社法76条）。株主権の濫用を抑制する趣旨と解されている。

取締役の任期は、非公開会社および公開株式会社ともに原則1年であり、定款に別段の定めがある場合には最長10年とすることができる（民商法典1152条）。毎年3分の1ずつ改選する必要があり、任期の長い取締役から辞任の対象となるが、再任は可能である（民商法典1153条、公開株式会社法71条）。

タイには代表取締役の概念がない。そのため、誰がどのような形で会社を代表した法律行為を行うべきかが問題となる。日本のような記名・捺印の制度がないので、とくに誰がサイン権をもつかという形で問題となる。複数の者にサイン権を付与することも可能であるし、単独でサインできる範囲を決めておくこともできる。日常の取引では、銀行での決済手続や税務局などの申請手続などさまざまな場面でサインが必要となる。そこで、日常業務をタイ人従業員に任せておきながら、まったくサイン権を付与しないとすると日常業務に支障を来すとの指摘がある。

取締役会については、非公開会社の場合には取締役1人でもよく取締役会を設置する義務はない。公開会社は、取締役会を設置する義務があり、3ヶ月に1度以上取締役会を開催しなければならない（公開株式会社法67条・79条）。取締役会の決議は、取締役の

半数以上の出席により、1人1議決権として頭数の多数決で行う。決議事項に特別な利害関係を有する取締役には議決権は認められていない。議長は、互選により選任される（公開株式会社法78条）。投票が同数になった場合には、議長が追加の1票を投じる権利がある（キャスティングボード制度、公開株式会社法80条）。

公開会社では、取締役と会社との取引および自社・同系列会社の株式・社債の所有について、取締役会に報告することが義務づけられている（公開株式会社法88条）。

⑤ 監査役と会計監査人

非公開会社には、監査役を設置する義務はない。他方、公開会社では、3名以上の監査役を設置する義務がある。

タイでは、会社の規模・業種を問わず外部監査が必須とされており、すべての会社が会計監査人を設置しなければならない（民商法典1209条、公開株式会社法121条）。

会計監査人は、タイ王国公認会計士でなければならない。¹⁵ 民商法典上、会計監査人は会社の株主となってもよいが、会社との間に利害関係を有する者、取締役、従業員は選任できない（民商法典1208条、公開株式会社法121条）。

会計監査人の選任は、株主総会の決議によって行われ、報酬も株主総会で決定される（民商法典1210条）。

会計監査人は、会社が作成する決算書の監査を行い、監査報告書にて決算書の適正性についての意見表明を行う。会計監査人は、監査を実施するために、会計帳簿・証票類を閲覧し、質問をする権限が与えられている。

8 労働法の概要

(1) タイの労働法制

タイの労働法は、弱者救済の性質が強いと指摘されることがある。

具体的な法令としては、①労働者保護法（2008年、労働保護福祉局が管轄）¹⁶、②民商法典3編6章の雇用に関する規定（労働省管轄）、③職業紹介および求職者保護法（2001年、雇用局管轄）などがある。

なお、労働法の日本語訳としては、「タイ国 労働三法」（T J プランナライ）が、日本語の書籍を扱う書店で販売されているので参照されたい。¹⁷

(2) 労働者保護法

① 「労働者」の定義

労働者保護法は、雇用者と労働者との間における権利義務について規定している。

¹⁵ 2002年の商務省令の改正により、資本500万バーツ以下のパートナーシップ、総資産3000万バーツ以下のパートナーシップ、年間収益3000万バーツ以下のパートナーシップについては、税務監査人（Tax Auditor）が行ってもよいものとされた。

¹⁶ 労働者保護法は、全166条からなる法律であり、「労働保護法」とも訳されている。

¹⁷ 1998年労働者保護法、2010年在宅勤務者保護法、1975年労働関係法、1979年労働裁判所設置及び労働訴訟法について、見開きの左ページにタイ語が、右ページに日本語訳が示されている。

この場合の「労働者」（ルーク・チャーン、「被雇用者」と訳される場合もある）とは、「その名称のいかんにかかわらず、賃金を受け取ることで使用者のために労務を提供することに合意した者」とされている。そのため、業種や従業員数にかかわらず、すべての事業所の雇用者と労働者に適用される（労働者保護法第5条）。ただし、以下の事業所では、適用除外とされている。

- 中央公務所、地方公務所、自治体公務所
- 国営企業労働関係法に基づく国営企業
- 省令で定められた以下の業種および職種（抄）
 - ・ 熟練または学術労働、サービスおよび管理面における労働、事務職、販売に関する専門職、サービス面における専門職、製造に関する労働、またはこれらの業務に関連する労働
 - ・ 管理職、学術職、事務職および財務または会計に関する労働

また、労働者保護法は、以下のような取扱を労働者に対して行う場合には、労働者から事前に書面による承諾を得なければならないとしている（労働者保護法77条）。

- 時間外勤務をさせる場合
- 休日勤務をさせる場合
- 賃金、時間外勤務手当、休日時間外勤務手当および労働に起因するその他の手当を小切手または外国通貨で支払う場合
- 賃金などから一つの事由に対し、月の賃金額の10分の1または複数の事由により月の賃金額の5分の1を超えて控除する場合

労働大臣は、労働監督官を任命し業務に当たらせることとしている。雇用者は、以下に該当する場合には、労働監督官に報告をしなければならない。

- 18歳未満の年少者を雇用する場合（違反した場合、2万バーツ以下の罰金）
- 雇用者が休業する場合（違反した場合、1万バーツ以下の罰金）
- 通常の雇用ではなく機械の導入や技術革新などを理由に解雇する場合（違反した場合、2万バーツ以下の罰金）

② 休暇などの労働条件

休暇については、1年以上勤務した者に対しては、6日以上の有給休暇を与えなければならない。その他に、①疾病休暇、②出産休暇、③不妊手術休暇、④兵役休暇、⑤研修休暇、⑥労働組合活動のための休暇を与えなければならない。

時間外労働については、割増賃金として通常の賃金の1.5倍以上を支払う。休日の時間外労働については、通常の賃金の2倍以上の賃金、休日の時間外労働については、通常の賃金の3倍以上を支払う。なお、時間外労働、休日労働、休日の時間外労働の割増賃金は、①雇用者と同様に労働者のボーナスや解雇を決める権限と義務を持つ者、②訪問販売や勧誘などの成果、出来高に応じて手数料を受け取る労働者には、適用されない。

ただし、これらの労働者が休日労働をした場合には、その時間に応じて通常の賃金と

同額を支払う。なお、タイでは月給で稼働する労働者に対して時間外手当を計算する場合、月給を暦日数及び就業時間で除して時給を計算し、その後に割増賃金率を乗じて時間外勤務手当などを背計算している。

競業避止義務については法律の規定がなく、就業規則で競業避止義務を定めることが可能となっている。ただし、雇用者に不当に有利な雇用契約や就業規則を定めることは認められない。

また、過去の判例により、従事することが禁止されている業務の範囲及びその業務の地理的範囲が合理的に制限されている限り、競業避止を定めることが許される。

試用期間を設定することが法的に認められている。ただし、120日を超えてから解雇をする場合には、試用期間中であっても雇用者は解雇手当を支払わなければならない。

賞与については、労働法上の定めはない。現実には、賞与などの福利厚生を行わないと労働者がすぐに退職してしまうため、多くの日系企業では、1～4ヶ月分の給与と同額の賞与を支払うことが一般的である。

③ 少年及び女性労働者

労働者保護法により、満15歳未満の労働者を雇用することが禁止されている。15歳以上18歳未満の年少労働者については、特定の危険な労働の禁止、4時間連続の就労の後に1時間以上の休憩、22時から6時までの就労の禁止、時間外労働および休日労働の制限がある。

女性労働者については、セクシャルハラスメントの禁止、危険労働の禁止、深夜労働（22時～6時）の制限、妊娠を理由とする解雇の禁止など女性保護の規定が設けられている。

④ 賃金

賃金については、労働者保護法上、「雇用契約に基づく通常労働時間に対する労働の対価」との定義がなされている。賃金の支払いについては、①最低賃金以上の金額であること、②支払いは現金で行うこと、③性別を問わず同一職務については同一賃金であること、④月に最低1回または労使の合意に基づく時期に賃金を支払うこと、⑤労働者の不可抗力に基づくものではない休業時に賃金の75%以上を支払うこと、⑥通常賃金、時間外労働、休日労働手当、休日時間外労働手当から控除することを禁止するとの各原則がある。

最低賃金については、1972年の労働法に基づく内務省令に基づき、1973年以降は、地域毎に最低賃金の日額が規定されていた。2008年の労働者保護法の改正により、職能毎の最低賃金が最低賃金委員会により定められることになった。その後、最低賃金は、上昇の傾向にあり、2011年4月29日告示により、11種類の職能に関して3段階の技能レベルに応じた賃金基準が発表された。その結果、同年8月1日、275パーツ～510パーツの間でレベル別の賃金が施行された。そして、インラック政権の「内需主導政策への転換」政策により、全国一律で日額300パーツへの引き上げが決定された。ただし、2011年の洪

水被害からの復興を図るため、バンコク及びプーケットを含む7県のみが2012年4月から実施され、残りの70県については2013年1月より全国一律で引き上げられた。

⑤ 解雇

通常解雇（会社の都合により解雇する場合）については、120日以上勤続者には勤続年数に応じた解雇手当を至急しなければならない（労働者保護法118条）。事前通告は、1給与期間以上前に文書により通告するか、事前通告に代えて事前通告から解雇の日までに支給しなければならない額の賃金を支給することにより即時解雇することができる（労働者保護法17条）。¹⁸ 勤務年数に応じた解雇手当は、勤続期間が、①120日以上1年未満の場合には退職時の賃金の30日分、②1年以上3年未満の場合には退職時の賃金の90日分、③3年以上6年未満の場合には退職時の賃金の180日分、④6年以上10年未満の場合には退職時の賃金の240日分、⑤10年以上の場合には退職時の賃金の300日分となっている（労働者保護法118条）。

懲戒解雇については、正当事由をもって解雇した場合には、雇用者は、解雇手当を支払う必要がない（労働者保護法119条）。ただし、解雇通知の中に、必ず正当事由を記載することが望ましく、後に裁判になった場合に後付けで理由を主張したとしても認められないことが多い。細かな違反に対しては、まず解雇以外の軽い懲戒処分（口頭による注意、警告書の発行、停職、減給処分）を行う必要があり、いきなり解雇をする場合には、合理的ではないという理由から認められない可能性が高い。

その他、機械化・機会の変更・技術の向上の結果として組織・製造・流通・サービス過程を再構成し労働者数を削減する必要がある、労働者の雇用の終了を望む場合、雇用者は、雇用終了日の60日以上前に、労働監督官と雇用が終了する労働者に対し、雇用の終了日・雇用終了の理由・労働者氏名を通知しなければならない。雇用者が、事業所を移転し、それが労働者やその家族の通常的生活の状況に重大な影響を及ぼす場合、雇用者は事業所の移転の日から起算して30日以上前に労働者にその旨を知らせなければならない。労働者が移転先で働きたくない場合、労働者は雇用契約の終了を通知する権利を持ち、受け取る資格のある解雇手当（118条）の50%以上の特別解雇手当を受け取ることができる。

（3）労働関係法

労働関係法は、1975年、労働争議が発生した際に円満かつ速やかに解決できるために策定された。従業員が20名以上いる雇用者は、労働条件協定を書面で作成しなければならないとされているが、就業規則が作成されている会社は、就業規則を労働条件協定の代わりにすることができる。

労働条件協定の書面は、①労働条件、②労働日及び労働時間、③賃金、④福利厚生、⑤解雇、⑥労働者の苦情申立、⑦労働条件協定の改定または更新を記載する。労働条件

¹⁸ 1給与期間前とは、事前通告日と解雇日の間に2回給与支給日がなければならないことを意味する。未使用有給休暇については、買取義務がある（労働者保護法67条）。

協定は、労使で合意した日から3年以内の有効期間を定める必要があり、有効期間の定めの場合には、労使で合意した日または雇用者が労働者を雇用を始めた日から1年間有効となる。

9 知的財産制度の概要

(1) 法整備の歴史

タイでは、19世紀から著作権法が存在し、1930年頃に商標法が、1979年には特許法が創設され、知的財産権に関する法令が徐々に整備されてきた。その後、1995年にWTOに加盟し、営業秘密法(2002年)や半導体回路保護法(2000年)、地理的表示保護法(2003年)などが整備された。

他の国との比較において、最も特徴的であるのは、伝統的医療サービス保護法(1999年)や種苗法(2000年)がある点とされる。どちらも生物多様性条約(2004年加盟)を前提に、とくに遺伝資源である薬草などの植物を保護することを目的の一つとして創設された。種苗法では、日本の種苗法とは異なり、新品種の植物保護だけでなく、一般在来種植物においても、その研究目的または商業目的採取におけるの政府からの許諾が必要とされている。

(2) タイにおける知的財産権と法律

タイにおける知的財産権とその権利の対象及び該当する法律は、以下のとおりである。

(権利)	(権利の対象)	(タイの法律)
○ 特許権	発明	特許法
○ 実用新案	考案	特許法
○ 意匠法	意匠	特許法
○ 著作権	著作物	著作権法
○ 育成者権	植物新品種	種苗法
○ 集積回路配置利用権	半導体レイアウト	半導体回路保護法
○ 商標権	商標	商標法
○ 商号権	商号	商法
○ 営業秘密権	営業秘密	営業秘密法

なお、タイの知的財産権法の条文については、JETROを始め、特許庁などのホームページでも参照できる。

JETROのホームページでは、

- 著作権法(仏暦2558年)
- 営業秘密法(仏暦2558年)
- 特許法
- 特許規則
- 商標法

○ 知的財産法令一覧

が閲覧できる。¹⁹

特許庁のホームページも、「タイにおける知的財産権侵害行為に対する行政的救済」の項目を置き、またJETROの「模倣対策マニュアルタイ編（2008年3月）」を掲載している。さらに、JETROバンコク事務所知的財産部は、2014年9月、「タイ知的関連公報検索マニュアル」を公表した。

このように、タイにおける知的財産制度については、他の法律の分野と比較すると、その研究と対策が進んでいる。

（3）タイにおける知的財産権制度の特徴

タイにおける特徴は、

- ① 特許では約9割弱が外国からの出願であること
- ② 小特許（日本の実用新案に相当する）では、そのほとんどが国内からの出願であること
- ③ にもかかわらず、意匠においては、7割が国内出願であることである。²⁰

（4）発明特許の特徴

タイの特許制度は、発明特許（日本の特許に相当）、小特許（日本の実用新案に相当）、意匠が含まれている。

このうち、発明特許の特徴としては、

- ① 特許の不許可事由（特許法第9条）で、自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、または動植物からの抽出物が入っていること。
- ② 審査請求は公開後から5年以内とされ出願から起算するものではなく、公開公報は出願後に公開すると規定されているが、何ヶ月後に公開されるかは明らかでないこと（特許法28条・29条）。
- ③ 登録前の異議申立制度を採用しており、公開日から3ヶ月の申立期間を経過すると、無効裁判となること。
- ④ 新規性の判断基準（特許法6条）の判断基準について、国外での公知が含まれていないこと。なお、日タイ経済連携協定（2007年締結、130条）において、国外公知が含まれたとされているが、未だ法文改正の見込みがない。
- ⑤ 修正実体審査を採用していること。

があげられる。その他に、⑥強制実施権規定（特許法51条）があること、⑦特許ライセンスの政府登録義務があること（特許法41条）も、日本と異なっている。

（5）小特許と意匠の特徴

小特許は、1999年特許法改正により、国内産業振興のために導入された制度である。

¹⁹ <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>

²⁰ 「タイにおける知的財産活動」井口雅文（パテント2011, Vol. 64 No8）24頁。

年間1000件以上の出願があり、これは東南アジアの国々の中でも「小発明」を保護する制度としては、きわめて多い出願件数である。この権利の対象は、発明と同様で「方法」も含まれている。権利期間が、出願から6年、2年の2回延長できるので、最大10年の期間が得られる。新規性と産業可能性のみが審査要件となっており、無審査登録である。

意匠について、日本との違いは、公開制度を導入しており、公開公報は発行されるが、登録公報がない点である。また、部分意匠制度や慣例意匠制度がない。国外公知は要件ではなかったが、特許と同様、日タイ経済連携協定により含まれるようになった。しかし、法律上この協定の合意結果は反映されていない。

(6) 知的財産裁判所

1997年12月に、国際取引及び知的財産裁判所が開設された。知的財産権専門の裁判所が設立されたのは、東南アジアでは、シンガポールに次いでのものである。

ここでは、年間数千件の刑事事件処理（多くは商標と著作権の事件）を取り扱っている。民事事件は、年間約500件程度である。上級裁判所は、最高裁判所となる。審理は、事件によって異なるものの、2名または3名（裁判官と準裁判官）が担当する。準裁判官は数十名いるものの、専門により担当を割り振られている。審理は、長いもので10年、簡単な刑事事件の場合には30分で判決が下りる。

(7) 弁理士制度と日本の弁理士の役割

タイの弁理士制度については、タイ政府局告示に定められている。政府が指定する研修を受け、政府が行う履修試験を受けて資格が生じる。特許も意匠も同じ特許弁理士としての資格が与えられる。

政府に登録している特許弁理士は約2000人とされるが、実際に知的財産権に関する業務を扱っているのは、その何十分の一とされる。最近では、創造経済施策（Creative Economy）により、大学関係者を特許弁理士として訓練を受けさせる場合が増えている。

知的財産権を扱う事務所としては、大きな法律事務所の一部門を知的財産関連としたものや、とくに商標手続を行う法律事務所が多いが、特許、意匠などの専門的な業務を扱う事務所は非常に少ない。

タイにおいて日本の弁理士が活動する場合、現地の知的財産制度及び実務に精通する必要があるほか、現地でのビジネス環境の知識経験が必要なほか、タイ政府及び日本政府の双方から信頼されるコネクションとなり得る存在となる必要があり、現実的には非常に難しい環境にある。

第2節 ビジネス関連法令に関するタイ規制当局の規制の実態

1 奨励と規制

タイ国内での対応は、製造業に対する扱いと非製造業に対する扱いでは、まったく趣を異にする。製造業に対しては、投資奨励法に基づき、内外の企業を問わず投資を奨励するのに対し、非製造業に対しては、外国人事業法及び外国人就労法に基づき、きわめて規制的存在である。

ここでは、製造業に対する奨励の実態と非製造業に対する規制の実態を説明する。

2 投資奨励法による奨励

(1) 目的

投資奨励法 (Investment Promotion Act) は、タイの産業振興を目的として、1997年に制定された (1991年および2001年に改正)。新規事業を奨励し、条件を満たす投資について恩典を付与している。

恩典の主な内容は、税制上のものであるが、他に事業立ち上げの際の土地保有、外国人労働許可などの便宜供与も含まれている。対象は、外国企業のみならず国内企業も含まれているが、法人に限定されている。

投資の奨励には、別にタイ工業団地公社法 (Industrial Estate Authority of Thailand Act) がある。

(2) タイ投資委員会 (BOI)

タイ投資委員会 (BOI) は、タイへの投資を促進するためのインセンティブを提供する政府機関であり、首相を委員長とし、工業大臣が副委員長、ほかに経済関連閣僚とタイ工業連盟、主要民間団体などの代表、顧問委員で構成されている。

BOIは、投資奨励法に基づく奨励対象業種、投資条件、恩典の決定・変更を行い、BOIの実働組織である投資委員会事務局 (Office of the Board of Investment) がBOIの決定事項を具体的に執行し、投資委員会を委員会、小委員会へ提案するための事前審査、認可事業の指導、監督、投資委員会の調査・普及、内外への投資誘致活動、認可事業、これからタイへ進出する企業への支援活動などの活動を行ってきた。

2012年12月当時、投資奨励の対象となる業種は、7類129業種であった。

・ 1類	農業および農産品	業種数	21
・ 2類	鉱山、セラミクス、基本勤続		19
・ 3類	軽工業品		16
・ 4類	金属製品・機械・運輸機器		20
・ 5類	電子産業・電気機器産業		9
・ 6類	化学工業・製紙・プラスチック		16
・ 7類	サービス・公共事業		28

(3) タイ投資委員会 (BOI) による奨励を受けるための要件

BOIの恩典を受けるためには、別表に定める以下のような要件を備える必要があった。

- ① 奨励対象業種であること（ただし、業種表にないものでも、委員会への申請によりタイの産業発展に寄与すると認められれば認可されることがある）。
- ② 当初の投資額は、土地代と運転資金を除き100万バーツ以上であること。
- ③ 操業当初の負債の額は、登録資本金の3倍以内であること。
- ④ 近代的な生産方法および新品機械を使用すること（ただし、BOIの特別な認可を受けた中古機械については使用可）。
- ⑤ 合弁の基準
 - ・ 農業・畜産・漁業・採鉱と鉱山業および1999年外国人事業法のサービス部門と同一の業種は、タイ国籍者が全体の51%以上を保有すること。
 - ・ 製造業は、外国籍者が持分の大部分または全部を所有できる。
 - ・ 特に理由がある場合、委員会は特定の業種に限り外国籍の持分比率を定めることができる。
- ⑥ 20%以上の付加価値を付けること（ただし、電子製品および部品、農水産業および水産加工品、BOIが特別に同意を与えたものは例外）。
- ⑦ 投資の規模が1000万バーツ以上の場合（土地代と運転資金を除く）、操業開始後2年以内に、ISO9000またはそれに相当する国際基準の認定を受けること。
- ⑧ 奨励は、法人が営む事業にのみ認められる。
- ⑨ 登録資本金は、操業開始までに100%払込むこと。²¹
- ⑩ 投資の規模が8000万バーツ（土地代と運転資金を除く）以上の場合、投資奨励申請にあたっては、フィリジビリティスタデイの報告書を添付すること。

その他、恩典の条件として守るべき条件は、すべて奨励証書に記載されている。その他の条件として課される例としては、奨励証書に記載された製品、役務のみの提供を行うことなどがある。

（4）優遇措置の内容

BOIによる優遇措置の内容は、概ね、①税制面のものと②非税制面のものとに大別できる。

- ① 税制面の優遇措置
 - ・ 法人税・所得税の減免
 - ・ 機械・設備の輸入関税の減免
 - ・ 輸出製品用原材料の輸入関税の減免
- ② 非税制面の優遇措置
 - ・ 外国人投資家に対する法人名義による土地所有権の許可

²¹ タイの非公開会社の株式は、各株式について25%以上の払込があれば会社登記は可能とされている。BOIの認可を受ける場合には、操業開始までに100%の振込みが必要との意味。

- ・ 外国人専門家および外国人技術者の就労許可
- ・ 外国人就労許可手続の緩和（ワークパーミットおよびビザの取得や延長の緩和）
- ・ 国外からの外資の受領および国外への外貨の送金
- ・ 外資事業規制の緩和（100%外資企業の設立および事業の許可）

このうち税制面の優遇については、全国を3つのゾーンに区分し、「国土の均衡ある発展」の見地から、バンコクから離れるほど恩典を大きく付与するなどの工夫を行ってきた。産業の地方分散、地方産業の振興を図るとともに、バンコクの一極集中と所得格差の解消を目的としたものとされてきた。

ゾーン1での法人税・所得税の減免については、工業団地または工業地域に立地する場合には3年間の免除がある。機械などの輸入関税については、10%以上のものについて50%の減税となる。原材料の輸入関税については1年間の免税となる。

ゾーン2での法人税・所得税の減免については、工業団地または工業地域に立地する場合は5年間の免除、それ以外に立地する場合でも3年間の免除がある。機械などの輸入関税については、10%以上のものについて50%の減税となる。原材料の輸入関税については、1年間の免税となる。

ゾーン3での法人税・所得税の減免については、工業団地または工場地域に立地する場合には8年間の免除があり、その後も減税がある。機械などの輸入関税については、免税となる。原材料の輸入関税については、5年間免税となり、延長の可能性もある。

(5) タイ工業団地公社（I E A T）による推奨

タイ工業団地公社（I E A T）は、工業団地の開発に責任をもち、工業団地の運営を行うことにより、タイ全国に工業の発展を広める目的で設立された工業省管轄の機関である。

I E A Tは、タイ工業団地公社法に基づき運営されている工業団地への投資に限り、奨励政策を実施している。工業省の直轄機関として、早くから工場設立許可や工場操業許可などについて、本来は工業省工場局が行う一連の業務を代行するワンストップサービスを提供してきた。たとえば、土地の購入や賃貸、適切な工場建設地に関する相談、工場設立の際に必要な様々な許可・認可の申請、工業団地の共同開発などをすべて行えるようにすることである。

3 新しい奨励政策

(1) B O Iによる投資奨励法と新投資奨励政策

タイでは、このように、投資奨励法に基づきタイ投資委員会（B O I）が設置されており、その承認が得られれば税の減免などの特典が得られた。

ところが、その後、2014年のクーデターに伴い発足した臨時政府（暫定政権）は、B O Iの制度内容を変更することを明らかにした。

その概要は、以下のとおりである。

(2) 新投資奨励戦略の発表

BOIは、2014年12月15日、タイ軍政の決定の下、今後7年間（2015年～21年）の「新投資奨励戦略」を発表した。2015年1月1日から実施されている。

これによると、主に製造業を対象としたゾーン制を廃止し、タイ国内企業の成長を促す高付加価値産業に対してプロジェクト（事業）ごとに恩典を与える。

日本企業にとっての問題は、これまで投資奨励の対象であった業種についても除外される可能性があることである。とくに食品、農業関連、繊維といった多くの分野が除外される可能性がある。

日本貿易振興機構（JETRO）のホームページにも、「奨励対象から外れる事業」として、新奨励対象と現行の奨励事業との比較情報を掲載されてきた。²²

(3) 経緯

BOIは、2013年1月、2015年から新戦略を開始することを発表していたが、その後の政治的混乱で頓挫していた。

ところが、臨時政府（暫定政権）樹立後の2014年11月25日、BOIは、突如として新戦略を採択した。臨時政府（暫定政権）のプラユット首相は、12月3日に署名し、これを実施することが決定した。タイに対する外国からの投資額の半数を占める日系企業の多くから、「準備期間がない」などと批判する声があがった。

(4) 新投資奨励制度の特徴とその内容

新投資奨励制度は、投資地域（ゾーン）にかかわらず、タイ国内企業の成長を促す事業ごとに恩典を与えることに特徴がある。

各事業は、最長8年の法人税免除などの税制優遇措置が与えられるAグループ（A1～A4）と法人税免除は基本的に与えられない。Bグループ（B1・B2）に分類される。

新制度は、「中進国の罌」（中所得国の罌）からの脱却を掲げ、タイ経済へのメリット（貢献度）に応じた恩典が受けられる仕組みとなっている。ここでは研究開発部門、人材開発・研究、科学技術期間への支援など、タイの産業構造の高度化や技術革新に寄与する分野の場合、基本恩典に加えてメリット（貢献度）ベースの追加恩典が付与される。

また、「国際競争力」を高める手段として、貿易に直接関わる国境エリアや経済特区への投資も奨励する。特に一人あたりの所得が低い20県やテロにより地域経済が疲弊するタイ南部国境県（ヤラー、パッタニー、ナラティーンワート、サトゥーン及びソングラーの4郡）における投資の優遇措置をした。政府が指定する5県の経済特区への投資奨励を拡大する。これらは、2015末に発足予定のASEAN経済共同体（AEC）により経済活動が活発化する国境エリアのための準備とみられている。

(5) 基本恩典と追加恩典

BOI新投資奨励制度は、①基本恩典として業種別による恩典があり、②追加的恩典

²² http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_03

としてメリットによる恩典があることになる。

① 業種別による恩典

A1～A4とB1・B2に分かれており、この順に優先順位が高い。

- ・ A1：国の競争力を高める産業、設計や研究開発など
例 電子設計、ソフトウェアの開発
- ・ A2：国の開発に関するインフラ事業など
例 鉄道貨物輸送
- ・ A3：先端技術をしている産業
例 バイオ肥料、有機肥料
- ・ A4：先端技術を導入している産業
例 リサイクル繊維の製造、熱処理
- ・ B1・B2：先端技術を導入していないが、バリューチェーンとなるもの
例 スポーツ用品とその部分の製造（B1）
例 貿易ならびに投資支援事務所（B2）

② メリット（貢献度）による恩典

タイの産業発展に貢献する投資を奨励するため、メリット（貢献度）による追加恩典が付与される。

そのメリット（貢献度）には、以下の点が考慮される。

- ・ 競争力向上へのメリット（貢献度）
例 研究開発、技術・人材開発
- ・ 地方分散へのメリット（貢献度）
例 一人あたりの所得が低い20県に立地すること
- ・ 産業地区開発へのメリット（貢献度）
例 奨励された工業団地または工業地区に立地すること

4 外国人事業法及び外国人就労法による規制

（1）目的

外国人事業法（Foreign Business Act）は、はじめは軍事政権下の1972年に、外国人の営む事業を規制する目的で制定された。その後、一定の範囲で外国の資本・技術の導入を促進すべく1999年に抜本的に改正され、2000年3月から施行された。

外国人事業法は、業種を3種43業種に分け、それらの業種に対する「外国人」の参入を規制している。その結果、①個人としての外国人、②法人でタイで登記されていないもの、③外国法人が50%以上出資する会社については、規制されている。

（2）規制業種3種

規制業種3種は、第1種、第2種、第3種の3グループに分けられている。製造業は規制の対象になっていないが、サービス業については、第3種のリストにおいて「その

他のサービス産業」と規定されていることから、すべてのサービス業が外国人事業法の規制対象になる。

規制業種に該当する場合、外国資本が50%以上であれば、原則として事業を行うことはできない。ただし、第2種、第3種に該当する場合には、例外的に外国資本50%以上の会社を設立することが可能である。

第1種は、特別な理由により、「外国人」に対して禁止された業種である。

第2種は、国の安全もしくは保安に関する事業またはタイの伝統文化、工芸、自然遺産や環境に及ぼす業種である。これらは、外国事業委員会の承認を伴う商務大臣の許可または投資委員会の許可を取得すれば「外国人」が事業を行うことができる。しかし、これらの承認および許可を得ることは相当に困難なようである。

第3種は、「外国人」との競争力がまだついていない業種で、外国人事業委員会の承認を受け事業開発局の局長より認可を受けるか、投資委員会の奨励を受けた場合にのみ、「外国人」でも事業を行うことができるとされている。²³

(3) 外国人の定義

外国人事業法では、「外国人」（コン・ターンダーオ）を、次のとおり定義している（第4条）。

まず、(1) タイ国籍を有していない自然人。

次に、(2) タイ国内で登記していない法人。

また、(3) タイ国内で登記している法人であるが、以下の形態にあるもの。

(a) (1) または (2) に基づく人が資本である株式を半数以上保有する法人、あるいは(1) または (2) に基づく人がその法人の全資本の半分以上を投資した法人。

(b) (1) に基づく人が業務執行社員または支配人である登録された合資会社または合名会社。

さらに (4) として、(1) (2) または (3) に基づく人が資本である株式を半数以上保有するタイ国内で登記された法人、あるいは (1) (2) または (3) に基づく人がその法人の全資本の半分以上を投資した法人。

これらの定義に資するために株主に対して発行された種類の株券を有する株式会社の株式は外国人の株式とみなされる。ただし、省令に別様の規定がある場合はこの限りではない。なお、「資本」（トゥン）とは、株式会社の登録資本、または公開株式会社の払込み資本、あるいは社員または会員である者が合名・合資会社（パートナーシップ）またはその法人に出資した金銭を意味する。

以上を要するに、総資本のうち50%を超えて外国資本が占める場合は、「外国法人」とみなされる。他方、例えばタイ側が51%、日本側が49%の出資比率で合弁企業を設立した場合は、タイの法人であり、「外国法人」には該当しないので、外国人事業法の規

²³ この中に「法律サービス」があり、その結果、外国人弁護士が活動できない。いわゆる「外弁規制」の一条項となっている。

制を受けることはない。

(4) 外国人就労法

外国人就労法は、同法第12条の規定の下、外国人が就労することを全面的に禁止または条件付きで禁止する業務を勅令をもって定めるとする。これを受けて、1979年外国人就労禁止職業規定勅令がある。

外国人就労法の具体的内容については、**第2章第1節「4 直面する問題② ～ビザ及びワークパーミット～」**の項目で説明する。

第3節 タイの裁判制度及びその運用の実態

1 タイの裁判制度

(1) 裁判制度

タイの裁判制度は、三審制を原則としている。

第一審裁判所としては、民事事件一般を審理する民事裁判所、刑事事件を審理する刑事裁判所、家事及び少年事件を審理する家事少年裁判所、労働事件を審理する労働裁判所、税務事件を審理する税務裁判所、知的財産権事件及び国際通商事件を審理する知的財産権・国際通商裁判所、破産事件を審理する破産裁判所がある。

第二審の裁判所として4つの高等裁判所があり、最上級裁判所としては最高裁判所がある。

これら通常の裁判所以外に、憲法問題を審理する憲法裁判所、軍関係の事件を審理する軍事裁判所、行政事件を審理する行政裁判所がある。

タイの裁判所は陪審制ではなく、職業裁判官により審理される。判決に要する期間については、第一審の場合、約6ヶ月から3年程度を必要とされる。ただし、労働事件は、労働者保護の観点から短期間で修了することが予定されている。知的財産権及び国際通商事件を審理する知的財産権・国際通商裁判所でも審理促進の方策がとられている。

(2) 弁護士制度

タイには、約6万人の弁護士資格を有する者がいるとされるが、実際に弁護士として活動しているのは、約半数程度とされている。次の項目で紹介するとおり、弁護士資格は、大学の法学部を卒業した後に弁護士会が定める試験を合格するなどすれば取得できるため、弁護士の能力にはかなりの差がみられる。

弁護士報酬は、会社設立、労働許可証（ワークパーミット）取得などは定額の場合が多いが、法律相談や契約書の作成などは実際にかかった時間を基準に定められるのが通常である。

2 タイの法曹教育と法曹資格

(1) タイの教育制度と大学の法学部

タイの教育制度は、日本と同様、6・3・3・4年制度である。²⁴ 大学の法学部は、文学部や経済学部と同じレベルであり、米国のようなロースクスクール制度は採用していない。弁護士資格を取得するためには、まず法学部を卒業して学士号を受けなければならない。

(2) タイにおける法曹資格の取得

大学の法学部を卒業した後、弁護士資格を取得するには、二つの方法がある。まず、
① 少なくとも1年間法律事務所で勤務し、その後、実務試験に合格すれば弁護士として

²⁴ ただし、名称は、就学前教育（幼稚園に相当）、初等学校（小学校に相当）、前期中等学校（中学校に相当）、後期中等学校（高校に該当）、高等教育機関（大学）である。

の正式な資格を取得する（これを「YEAR」と呼ぶ）。または、② まず筆記試験（弁護士会が提供）を受け、これに合格すれば実務試験を受けることができ、双方の試験に合格すれば、弁護士としての正式な資格を取得する（これを「Batch」と呼ぶ）。いずれの方法で弁護士資格を取得しても、それらの権威または権限に違いはない。このように弁護士となるためには、司法試験（Bar Examination）に合格する必要はない。

これに対して、裁判官や検察官になるためには、弁護士資格を取得した上で、少なくとも1年間は弁護士の資格を保持して弁護士活動を行うか、または弁護士資格を保持した上で法律を扱う機関で一年以上職員として活動しなければならない。その上で、法曹協会（Thai Bar Association）による1年間の履修を経て、法廷弁護士の学位を取得する。そして司法試験を受験することになり、これに合格すれば裁判官または検察官になることができる。司法試験は年に1回実施されるが、この司法試験は非常に難しいとされており、一度の挑戦で合格する者は稀で、ほとんどの者が2年～3年を費やすことになるという。

法曹協会の課程を履修している研修生ら数名に実際に会ってヒヤリング調査したところ、裁判官や検察官希望の他に弁護士希望の者も多数見受けられた。これらの研修生に対して、法曹協会でも履修し司法試験を受験する理由を質問したところ、「よい仕事に就くため」または「高い給与を取得するため」という回答であった。

（3）弁護士会と法曹協会

弁護士は、以前は裁判官及び検察官とともに、法曹協会の正式な構成員であった。しかし、1985年の弁護士法の改正により弁護士会（Lawyers Council）を設立した。²⁵ 弁護士の独立性を確保する目的のためとされている。弁護士会は、規則制定、資格審査、綱紀懲戒等について法務大臣の関与はあるものの、相当高度な自治権を有する。

法曹協会の構成員は、強制加入会員の裁判官、検察官、弁護士と任意加入の大学教授や政府職員である。会長は、最高裁判所の長官が就任する。弁護士は、以前は法曹三者からなるこの団体に属していたが、独立性が確保されないため、1985年の弁護士法改正により、独立を果たした。これが、タイ弁護士会である。そのため、現在では裁判官と検察官が法曹協会の正式な構成員であり、弁護士は仮の構成員であるとされている。現在では、タイの法曹養成のうち、とくに裁判官や検察官になろうとする者が修了しなければならない課程及び司法試験を提供している。

なお、弁護士が弁護士会を設立した後も法曹協会の構成員である。その理由として、法曹協会の名誉会長が国王であり、法曹協会に所属して国王と同様のガウンを法廷で着用するという名誉を捨て難いからといわれている。

（4）タイ人弁護士の資質

上記のとおり、タイで弁護士となるためには司法試験に合格する必要はない。

²⁵ 弁護士会は、2005年に英語の表記を「The Law Society of Thailand」から現在のものに変更したが、実体に変化はなくタイ語の表記も従前と変わらない。

弁護士業務として法律相談を受けることについては、一般には法学部を卒業しないとできないとされることもあるが、こうしたコンサルタント業務は、法律の素養のある者であれば、誰でもなし得ているのが実情である。

次に、裁判に提出する書面を作成したり、裁判所で訴訟活動を行うことは、弁護士としての資格が必要であるが、それ以上に、法曹協会が提供する課程を履修したり、司法試験に合格することは、必要ではない。

タイでは、国際的な取引や紛争に対応できる十分な能力と経験を有する弁護士は少ないとされる。一定の要件を満たせば、弁護士資格を取得できるため、弁護士の能力にはかなりの差が見られるので、選任にあたっては十分な注意を払う必要があると指摘されることがある。

弁護士の法律相談や契約書の作成などは、実際にかかった時間を基準に定められるのが通常である。英語に堪能で十分な実務経験のある弁護士の場合、1時間あたりの報酬額は、500米ドルから600米ドルとされる。

3 タイの仲裁制度

(1) 仲裁法制

タイでは、裁判外における紛争解決が古くから行われてきたとされるが、あくまで事実上の調停などに頼るところが大きく、仲裁は深く浸透して来なかった。

しかし、通産省 (Board of Trade of Thailand) 等の主導により、1987年に仲裁法が成立した。その後、2002年仲裁法 (以下、「タイ仲裁法」という) が制定され、同年4月30日に施行され、タイの仲裁を規律している。

タイ仲裁法は、基本的にUNCITRALモデル法に沿っているが、特有の規定も設けられている。例えば、タイの仲裁手続については、タイの民事訴訟法 (Civil Procedure Code) の証拠に関する規定が適用され、訴訟手続と類する点も多い。また、UNCITRALモデル法にない防訴抗弁も認められる (タイ仲裁法14条)。²⁶タイ仲裁法は、外国仲裁判断及び国内仲裁裁判所のいずれにも適用される。

(2) 仲裁機関

タイにおける主要な仲裁機関として、以下の二つの仲裁機関がある。

- ① Thai Arbitration Institute (TAI)
- ② Office of the Arbitration of the Board of Trade of Thailand (BOT)

TAIは、国際貿易、国際投資、知的財産権、建設契約等の紛争解決の場となっており、BOTよりも多くの仲裁事件を取り扱っているとされる。その理由として、TAIが司法省による運営されていることがあげられる。TAIは、正式な統計を発表してい

²⁶ タイ仲裁法14条は、「当事者の一方が、仲裁契約に従って紛争を仲裁人の仲裁に付さないで訴訟を提起した場合、訴訟を提起されたもう一方の当事者は、提起の前または法律に基づく期限内に管轄の裁判所に対して、仲裁により解決を行い、訴えを取り下げるよう異議を申立てることができる」と定めている。

ないが、2006年には126件、2007年には148件、2008年には134件、2009年には122件、2010年には124件、2011年には119件の新規案件があったと報告されている。²⁷

T A Iにおいては、仲裁人リストを準備しているが、当該仲裁人リスト外から仲裁人を選定しても問題はない。仲裁人には、経験のある弁護士や専門家が指名されている。仲裁において使用される言語は、タイ語に限定されず、当事者の合意する言語を用いることができる。

仲裁を提起するには、契約においてその旨が規定されているか、事前に当事者双方が合意することが必要になる。仲裁の結果出された判断は、当事者を拘束し、（裁判所の裁判と異なり）一審限りで終結するため、迅速な解決が可能である。

タイでは、I C Cなどの海外の仲裁機関に付することも有効であり、実務的にも頻繁にみられる。

（3）ニューヨーク条約

タイは、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下、「ニューヨーク条約」という）に加盟しており（1959年批准、1960年加盟）、条約に基づき仲裁判断を外国において執行することが可能である。なお、タイは、I C S I D条約に加盟しているが、いまだ批准されていない。

T A Iは、日本の東京商工会議所及び大阪商工会議所との間で提携を行っている。他方、盤谷日本人商工会議所では、現在のところ、商事仲裁を行うための部局がなく、今後これを実施する予定はないとのことである。

（4）外国仲裁判断の承認・執行方法

タイ仲裁法は、第7章（41条～45条）において、仲裁判断の承認・執行に関する規定を設けている。

タイ仲裁法41条は、仲裁判断の承認・執行を行うことが可能であることを定めており、同条はU N C I T R A Lモデル法35条1項を反映した条項となっている。仲裁判断がどの国で行われたかを問わず、拘束力あるものとして承認され（42条及び43条）、管轄権のある裁判所に申立てることにより執行することができる。

外国仲裁判断の承認・執行については、多くの場合、知的財産及び国際取引中央裁判所（Central Intellectual Property and International Trade Court）が管轄裁判所となる。同裁判所は、国際的な要素のある事件や国際取引に関連する事件を取り扱う裁判所である。

外国仲裁判断の承認・執行を求める当事者は、仲裁判断の執行を認める判決が出された場合には、同判決に基づいて国内判決と同様の執行手続を行うことができる。タイにおける執行手続においては、①裁判所による債務者または債務者の情報を知っていると考えられる第三者に対する尋問手続、②第三者が債務者に対して負っているまたは譲渡する資産に対する差押え、③強制執行部（legal Execution Department）職員に対する

²⁷ 栗田哲郎・編著「アジア国際商事仲裁の実務」（LexisNexis）

債務者の資産の差押えや強制競売を行う権限の付与などを行うことができる。

(5) タイにおける仲裁判断の承認・執行の実情

タイでは、仲裁判断（国内及び国外）の承認・執行に関して、一定の実務の実績があり、東南アジア諸国の中では比較的安定的に運用されているとされる。²⁸ また最終的に、当事者間の和解により解決する事例も少なくない。

仲裁判断の承認・執行を求める申立てに対する裁判所の判断は、最高裁判所による一部の判断を除き原告として公開されていない。そのため、外国仲裁判断の承認・執行の情報を得ることは難しい。ここでは、最近出版された書物から引用する。²⁹

① 外国仲裁判断の承認・執行が認められた事例

株式譲渡契約違反に基づき譲渡代金の返還と損害の賠償を求めた事案で、日本でなされた仲裁判断に基づきタイでの執行が申立された事案がある。

この事案では、債務者が争わなかったため、外国仲裁判断の承認・執行が申立されてから、約3～4か月程度で裁判所の承認・執行の判断が下された。

② 外国仲裁判断の承認・執行の取消請求等が認められた事例

裁判所が外国仲裁判断の執行を拒絶し、並行して申立されていた仲裁判断の取消請求が認められた事案がある。この事例では、上訴がなされ、最終的には当事者間の和解により解決が図られた。

別の事例においては、ロンドン国際仲裁裁判所（London Court of International Arbitration）でなされた仲裁判断について、タイの裁判所は、仲裁判断の執行自体は認めたものの、執行を認める金額については減額する判断を行った。これは、仲裁費用の全額を他方当事者に負担させることがタイの公序良俗に反するものとして、弁護士費用についてのみ承認・執行を認めたものである。

(6) 商事仲裁制度の活用が秘めた可能性

日本の法曹有資格者（弁護士）は、弁護士業務がサービス業務に該当し、外国人事業法及び外国人事業法の適用を受けて規制される結果、タイ国内の裁判制度で活動を行うことができない。そのため、たとえば、タイ国内で日系企業どうしが日本語で契約を行った結果紛争を生じた場合でも、日本の弁護士は、代理人として紛争解決に関与することができない。

そのため、日系企業に対しては、合意管轄をタイ国内の商事仲裁とすることを推奨することが考えられる。そうすれば、日本人弁護士もまた、商事仲裁裁判所における紛争解決の過程に関与できることになろう。

(7) ニューヨーク条約の先進性

ニューヨーク条約は、1958年に国連外交会議において採択されたものであるが、民商

²⁸ Alastair Henderson著「Journal of International Arbitration」26巻6号852頁

²⁹ 栗田哲郎・編著「アジア国際商事仲裁の実務」（LexisNexis）

事法の分野における多国間条約として歴史的 success を収めた。それは、長きにわたり国際商業会議所 (International Chamber of Commerce、I C C) の悲願を実現した。

ニューヨーク条約は、国際的な仲裁合意の隆盛を支える基盤となった。ニューヨーク条約の2条3項は、国際的な仲裁合意について、「当事者がこの条文にいう合意をした事項について訴えが提起されたときは、締約国の裁判所は、その合意が無効であるか、失効しているか、または履行不能な場合を除き、当事者の一方の請求により、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない」と定める。締約国裁判所に対し、有効な仲裁合意に防訴抗弁としての効力を与える義務を課したことになる。約160ある締約国の裁判所は、国際的な仲裁合意に対して、自国の裁判所の管轄に優先する効力を認めることになる。³⁰

また、仲裁判断の失効に関しては、次のとおり規定している。「各締約国は、次の諸条件に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力あるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行するものとする」(3条)。そして、条約上有効とされる仲裁合意に基づく仲裁判断の国際的な承認執行を締約国に義務づけるとともに、内国仲裁判断の執行よりも重い負担を課すことを禁じている。³¹

ニューヨーク条約は、その成功により、国際仲裁の振興が国連で認知され、1966年に国連総会直属の委員会として設置された国連国際商取引委員会 (U N C I T R A L) が、その後の国際仲裁に関する法整備を強力に推進してきた。

タイに進出する日本企業としては、今一度、ニューヨーク条約の先進性を認識し、合意管轄を国際商事仲裁機関とする条項を置くなどして、その有効活用を図るべきであろう。

³⁰ 齋藤彰「国際商事仲裁と国際商事裁判—競争と協力のための関係理論に向けて—」(国際商取引学会年報2016vol. 18/83頁)。

³¹ 齋藤彰「国際商事仲裁と国際商事裁判—競争と協力のための関係理論に向けて—」(国際商取引学会年報2016vol. 18/84頁)。

第2章 タイにおける日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態 及びこれに対する対応の在り方

第1節 日本企業や事業者が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

1 アンケート調査の結果

昨年度実施したアンケート調査によって、タイにおける法的支援の内容は、(a) 製造業と (b) 非製造業とで、大きな差があることが判明した。タイでは、(a) 製造業については内外企業を問わず奨励する反面、(b) 非製造業においては規制を行っているから当然のことといえる。

(a) 製造業においては、主に、

- ① タイへの進出形式の選択
- ② タイ投資委員会 (BOI) の承認を得る手続
- ③ 会社の運営方法 (株主総会の運営等)
- ④ 現地従業員の採用と労務管理
- ⑤ 税務対策

などに存在しており、これらはタイ国内の問題ではあるが、原理が共通することから、法律の専門家としての法的助言が求められる。³²

他方、(b) 非製造業においては、上述の⑤税務対策のほか、

- ⑥ 名義貸しをめぐるトラブル
- ⑦ ビザやワークパーミットの問題

において適切な法的助言が求められている。³³

その他に、⑧タイの現地企業の買収やM&A、⑨現地に所在する日本企業どうしの取引における契約書の作成などが相談の対象となることが考えられる。

2 法的支援のニーズの所在 (概略)

報告者が、バンコクの日本人会などでインフォーマルな形で在留邦人から話を聞き、また実際に相談を受けた各項目の質問内容 (法的ニーズ) は、概ね次のとおりである。

(1) タイ国内への進出の形式

日本企業が、タイに進出するについて、どのような形態・様式で進出したらよいかについて疑問が生じる。

- ・ 駐在事務所か現地法人か
- ・ タイの会社としてか外国会社としてか

(2) ビザの取得

タイが用意しているビザのうち、どのビザを取得することが適切か。また、労働許可証 (ワークパーミット) との関係で、雇用するタイ人に規制があるか否か。

³² 日本弁護士連合会「自由と正義」2015年7月号63頁。

³³ 日本弁護士連合会「自由と正義」2015年7月号63頁。

- ・ 就労ビザとその更新の要件
- ・ ワークパーミットにおける「1対4」の原則とその例外

(3) 名義貸し（ノミニー）

外国法人（とくに非製造業）では多くの規制があることから、実質は日本人が経営する会社でも、タイのローカルな会社とすること（すなわち外国法人でないとする）が多い。

- ・ 名目上はタイの会社としながら、日本人が主導権を握るための方策
- ・ 実際にタイ人に乗っ取られた場合の対応策

(4) 会社の運営の問題

タイの会社法は、日本の会社法と異なる規定をもつことがあり、日本で常識と考えられている会社の運営方法がタイでは通用しないことがある。

- ・ 代表取締役の概念がないことに基づく、会社の代表者の設定
- ・ 手形や小切手の振り出しにおける代表者の表記

(5) BOIやIEATの承認手続と恩典手続

タイでは、とくに製造業において、タイ投資委員会（BOI）やタイ工業団地公社（IEAT）の承認を得れば、特定の恩典を受けることができる。

- ・ 実際の承認手続はどのようにして申請するのか
- ・ 実際の恩典を受ける手続はどのようにして行うか

(6) 労務管理の問題

タイでは労働組合の結成率が低いが、日本企業においては、相当高い割合を占めている。しかし、労使間の問題は、必ず発生する。

- ・ 労働組合との交渉
- ・ 労働条件の見直し

(7) 行政手続の問題

タイでは、税関や税務の問題についての担当官僚の裁量が広く、その結果、賄賂などの温床となっているとの指摘がある。

- ・ 関税品目の決定の問題
- ・ 税金の遡及的（追徴）課徴の問題

(8) その他

タイ国内では、自動車産業や電子電気機器産業について、非常に高度な集積がみられる。こうした企業は、いわゆる「系列」を離れて独自のルートでの取引関係を生じるようになっており、こうした企業間の取引の際に相談を受けたり、契約書の作成の依頼を受けることが考えられる。

- ・ タイ国内での企業間の契約交渉や契約書の作成

- ・ タイ国内の日系企業と外国企業との契約交渉や契約書の作成
以下では、予想される質問の例を掲げる。

3 直面する問題① ～タイへ進出する形式～

予想される相談の例

私の会社では、タイに進出することを検討していますが、現地法人を設立した方がよいのでしょうか？ 単に駐在員事務所を置いた場合と比較してどうですか？ また、日本法人としたままでの進出は無理でしょうか？

(1) 問題の所在

日本企業が、タイに進出する場合、とくに中小企業においては、そもそもどのような形態・様式で進出したらよいかについて、まったく研究しない状態で進出する 경우가少なくない。そこで、タイへはどのような形式で進出すべきかについて相談を受けることがある。

具体的には、①駐在員事務所にするのか会社（法人）として進出するのか、②タイの会社（法人）とするのか外国会社（法人）として進出するのかといった問題がある。

(2) 駐在員事務所の抱える問題点

日本企業が、いきなりタイ国内に法人を設立することに躊躇を覚える場合、駐在員事務所の設立が考えられる。

駐在員事務所は、情報収集等の「非営利活動」を行うことを目的として登録される事務所のことである。租税条約上は、「恒久的施設」（Permanent Establishment）とはみなされず、法人税の課税を受けない代わりに、収入を得ることができず、タイ国内の個人や法人と商談を行う権限を持つ権限はなく、商行為を行うことができない。

また、駐在員事務所がそのまま営業活動を行うことを防ぐため、駐在員事務所設立の審査が厳しくなっているとされる。駐在員事務所にも、外国人事業許可証（Foreign Business License）の取得のため、最低300万バーツ以上の事務所経費の持込が3年以内にすべて持ち込まれることが条件とされている。

駐在員事務所の事業範囲は、認可されたものに限定されるため、それ以外の営業活動を行った場合には、「恒久的施設」と認定され、その結果、法人所得税が課税されるリスクがある。

なお、駐在員事務所においては、ワークパーミットの条件として「1：1」の原則があり、日本人の駐在員と同数以上のタイ人を雇用する。³⁴

(3) タイ人（タイ法人）か外国人（外国法人）か

外国人事業法では、外国人（及び外国法人）が行い得る業務を限定しており、とくにサービス業においては包括的にすべてが規制の対象となっている。外国人事業法では、

³⁴ これに対して、外国会社（法人）には、「1対4」の原則があり、日本企業が対人を採用する場合、日本人1人に対してタイ人を4人以上雇用しなければならない。

「外国人」（コン・ターンダーオ）を、次のとおり定義している（第4条）。

まず、① タイ国籍を有していない自然人。

次に、② タイ国内で登記していない法人。

また、③ タイ国内で登記している法人であるが、以下の形態にあるもの。

（a）①または②に基づく人が資本である株式を半数以上保有する法人、あるいは①または②に基づく人がその法人の全資本の半分以上を投資した法人。

（b）①に基づく人が業務執行社員または支配人である登録された合資会社または合名会社。

さらに④として、①、②、③に基づく人が資本である株式を半数以上保有するタイ国内で登記された法人、または①、②、③に基づく人がその法人の全資本の半分以上を投資した法人。

以上を要するに、総資本のうち50%を超えて外国資本が占める場合は、「外国法人」とみなされる。他方、例えばタイ側が51%、日本側が49%の出資比率で合弁企業を設立した場合は、タイの法人であり、「外国法人」には該当しないので、外国人事業法の規制を受けることはない。

その結果、日本企業がタイに進出する場合、タイの会社（法人）とするか日本の会社（法人）とするかが問題となり、こうした相談を受けることになる。製造業の場合には、外国企業でも投資奨励法に基づき進出が促進・奨励される場合が多いが、非製造業の場合、外国企業は外国人事業法に基づく業務活動が規制されることが多い。タイの会社として進出するか日本の会社として進出するかは、非常に重要な検討課題である。また、次項で説明するとおり、外国人就労法に基づき労働許可証（ワークパーミット）の制約がある。

仮にタイの会社として進出する場合、タイ人（またはタイ法人）の資本を名目上は過半のものとしながら、日本企業が実質的に経営を掌握する方法を確立する必要があり、さらにこの点で相談を求められる。

4 直面する問題② ～ビザ及びワークパーミット～

予想される相談例

タイで仕事をするにはビザを取得する必要がありますが、どのような種類がありますか？ また、現地で日本人が働く場合、ビザ以外にも「労働許可証」を取る必要があると聞きましたが、どのようなものですか？

（1）問題の所在

タイ政府が用意している外国人のためのビザのうち、どのビザを取得することが適切か。また、雇用するタイ人との関係でワークパーミットの規制があるか、あるとしてその規制の内容などが相談の対象となる。

（2）ビザの種類

タイに入国する際のビザには、次のものがある。

- ① ビジネスビザ（Bビザ）
- ② 留学ビザ（EDビザ）
- ③ ボランティアビザ（Oビザ）
- ④ タイ国籍者の配偶者またはその子供のためのビザ（Oビザ）
- ⑤ 就労者家族ビザ（Oビザ）
- ⑥ 年金ビザ（Oビザ）
- ⑦ ロングステイビザ（O-Aビザ）
- ⑧ メディアビザ（Mビザ）
- ⑨ 外交ビザ
- ⑩ 公用ビザ

（3）ノンイミгранトビザ

日本人の場合、観光目的以外で30日を超えてタイに滞在する場合にはビザが必要となる。就業目的でタイへ入国する場合には、まず日本のタイ大使館または領事館でノンイミгранトビザ（Non Immigrant/Business Visa）を取得する必要がある。ノンイミгранトビザで滞在可能な日数は90日間である。

ノンイミгранトビザは、さらに10種類の細目に分かれるが、使用頻度の高いのは、「カテゴリーB」と「カテゴリーO」の2つである。前者は、入国目的が労働であり、入国後労働許可を申請する場合である。後者は、タイで労働する者の家族がタイで居住するために申請する場合である。

（4）ビザの更新

次の項目で説明するワークパーミットを更新する場合には、ビザも同時に更新する必要がある。ビザの更新にあたっては、以下の項目が基準となるとされる。

- ① 月給が5万バーツ以上であること。
- ② 会社の払込資本金が外国人1人につき200万バーツ以上であること。
- ③ 前年度の財務諸表によって事業が健全に継続できる状況であることが明らかであること。³⁵
- ④ 外国人1人につき、常勤のタイ人従業員が4人いること。

（5）ワークパーミットの取得

日本人がタイで就労する場合、ビザとともに労働許可証（ワークパーミット）を取得する必要がある。ビザは、外国人としてタイに滞在するために必要な許可証で入国管理局が所管するが、ワークパーミットは、外国人としてタイで就労するために必要な許可証で労働省の所管である。

ノンイミгранト・ビジネスビザでタイに滞在することを許可された外国人は、投資

³⁵ 事業が健全に継続できる状況にあるか否かについては、源泉所得税の申告を毎年行っているか否か、社会保険料の申告を毎月行っているか否かなどで審査される。

奨励法またはその他の法令に基づき、関係当局部署が許可する期間に限り、労働許可を取得できる。最長期間は、2年。一時滞在で、特に期限が定められていない許可を受けた外国人に対しては、労働許可の発行日から30日が許可期間となる。

(6) 外国人就労法³⁶

ワークパーミットの取得に関し、外国人就労法及びこれに基づくワークパーミットにより、以下の39業種については、その地域を問わず、外国人が就労することが禁止されている。³⁷

- (1) 肉体労働
- (2) 農業、畜産業、林業、漁業
- (3) 大工などの建設業者
- (4) 木彫品製造
- (5) 自動車等の運転や運搬具の操縦
- (6) 店員
- (7) 販売業
- (8) 会計業としての監査役務の提供
- (9) 貴金属類の切除や研磨
- (10) 理容師、美容師
- (11) 織物製造
- (12) 葦、藤、麻、竹を原料とするマット等の製品製造
- (13) 手すき紙製造
- (14) 漆器製造
- (15) タイ特産楽器製造
- (16) 黒象眼細工
- (17) 金、銀等の貴金属製品製造
- (18) 真ちゅう工芸品
- (19) タイ特産玩具の製造
- (20) マットレス、上掛け布団類の製造
- (21) 托鉢用鉢の製造
- (22) 絹手芸品製造
- (23) 仏像製造
- (24) ナイフ製造
- (25) 紙製、布製の傘製造
- (26) 靴製造

³⁶ 翻訳により「外国人就業法」とされたり、機能面から「外国人職業規制法」と呼ばれることもある。本稿では、「外国人就労法」に統一した。

³⁷ 1979年外国人就労禁止職業規定勅令

- (27) 防止製造
- (28) 仲介業、代理店業、
- (29) 建設、土木に関し企画、計算、組織、分析、計画、検査、監督、助言をする職業
- (30) 建設業における設計、図面引き、コスト計算、助言をする職業
- (31) 服仕立て
- (32) 陶磁器類の製造
- (33) 手巻タバコ
- (34) 観光案内人および観光案内業
- (35) 行商・露店業
- (36) タイ字のタイプ・写植
- (37) 絹を手で紡ぐ業務
- (38) 事務職、秘書
- (39) 法律、訴訟に関する業務
- (7) 外国法人が外国人を雇用する場合

外国法人が外国人労働者のワークパーミットを取得するためには、外国法人は、労働者一人につき最低200万バーツの払込済資本金の登録をする必要があり、登録した企業は10名までの外国人労働者の雇用が可能となる。日本企業が日本人を雇用する場合にも、この要件があてはまる。

ただし、10名を超えて外国人労働者を雇用するためには、1人につき200万バーツの資本金払込の他に、以下のいずれかの要件を充足する必要がある。

- 雇用者が前年度に納めた法人税が最低300万バーツであること。
- 雇用者が輸出業を営み、前年度に最低3000万バーツ相当の外貨をタイにもたらしたこと。
- 雇用者が観光業を営み、前年度に最低5000人の外国人観光客をタイに呼び寄せたこと。
- 雇用者が最低100名のタイ人を雇用していること。

しかし、上記のいずれの要件を充たさない場合であっても、以下のいずれかの要件に該当すれば、ワークパーミットを取得できる人数の制限はない。

- タイ人が利用できない、または、利用できるタイ人が非常に限られている技術を使える外国人。ただし、一定期間に少なくとも2人のタイ人に技術の移転を行うものとする。
- 期間が定められたプロジェクトを達成するための専門技術を有する外国人。
- 一時的な契約でエンターテインメント・ビジネスに従事する外国人。

(8) 小括

このように、ビザの問題やワークパーミットの問題は微細目にわたるが、ときおり条件が変更になるため、日本企業からの相談に応じるには、変更点を常に把握しておくことが必要となる。

5 直面する問題③ ～名義貸し（ノミニー）～

予想される相談例

タイでは、日系企業が外国法人としてサービス業を営むことは非常に難しいと聞いています。それでは、数多く進出しているサービス業の人たちは、どのような方法で会社を運営しているのですか？

(1) 問題の所在

外国法人（とくに非製造業）に対しては多くの規制があることから、実質は日本人が経営する会社でも、タイのローカルな会社とすること（外国法人でないとする）が多い。

そこで、理屈上はタイの会社としながら、日本人が主導権を握るための施策や、現実にタイ人に乗っ取られた場合にどのような対応をすべきかの相談が求められる。

(2) 具体的な相談例

資本金2200万バーツの自動車部品製造会社。タイ以外では、シンガポールやインドネシアにも工場がある。もともと日本国内にも工場があったが、十数年前に東南アジアに進出した。その際に、外国企業に対する規制には様々なものがあり現在よりも相当厳しかったこと、また知り合いからタイの会社にするのを強く勧められたので、タイの人に株を持ってもらい、実際には日本人の取締役社長が運営してきた。

名義を貸した3人のうち、Aさんは会社の部長であり、年間約250万バーツの給与を支払っており、これとは別に株式の配当として年間約100万バーツを支払っているが、会社にはほとんど出てこない。Bさん（Aさんの妹）は、会社の課長であり、会社には毎日まじめに出てきている。年間約200万バーツの給与を支払っており、これとは別に株式の配当として年間約50万バーツを支払っている。Cさんは、会社の役職はなく、自分で農園を経営している。

最近になって、Bさんが会社を辞めたいと言い出した。社長は、東南アジア全体での会社組織及び企業結合の再編を考えており、Aさんから、いったん株式を取り戻したいとの意向がある。Aさんは、日本人の取締役社長の元愛人である。実際に相談を受けたこの事例は製造業の会社であったが、非製造業とくにサービス業の会社では、外国企業に対する規制が厳しい。

このような名義貸し（ノミニー）の問題は、非製造業（とくにサービス業）において進出させる企業の資本の過半数をタイ側に持たせる以上、避けて通れない問題である。そのため、一つ間違えれば、本件のような深刻な問題が生じることが多い。

(3) 最近の状況

ただし、名義貸し（ノミニー）は、最近ではより洗練された形になってきており、日本の銀行等がタイに設立した現地法人（したがってタイの会社）が、業務として名義貸しを行うことが多くなっている。

この場合、名義貸し（ノミニー）する側の目的は、名義貸し（ノミニー）の手数料（報酬）または会社の利益の配当にあるから、金員を支払いさえすれば会社の方針に反対することは多くない。したがって、この名義貸し（ノミニー）の問題は、比較的古くから進出した日本企業に生じることが多く、新たにタイに進出してくる日本企業にとっては、それほど大きな問題ではなくなっている。

ただし、規制が強化される方向であることに変化はなく、とくに外国人出資比率が登録資本金の40%以上の場合には、タイ側株主に過去6ヶ月間の銀行の預金通帳の記録提出が求められたりしている。

6 直面する問題④ ～会社の実際の運営～

予想される相談例

私の会社は、タイに進出し現地法人を設立しました。近い時期に株主総会が開催されるのですが、これを運営していくうえで問題となる点はありますか？

（1）問題の所在

タイでは、株式会社（有限責任会社）が企業の主たる形態である。株式会社に関する法の規定は、民商法典と会社法とに分かれる。タイでは、その会社が公開会社の場合には公開株式会社が適用され、非公開会社の場合には民商法典が適用される。公開株式会社法は、民商法典の特別法として位置づけられ、公開株式会社法に規定のない場合には民商法典に拠ることとなる。

会社法に関する規定の概要は、**第1章第1節「7 会社法の概要」**において説明した。民商法典及び会社法における会社の規定は、日本の法律（会社法や会社法制定前の商法）と異なる規定をもつことがあり、日本で常識と考えられている会社の運営がタイでは通用しない。

（2）相談を受ける具体的な例

タイの会社法では、「代表」取締役の規定がない。そのため、会社の代表権限を有していることの証明をどのようにして行うのか、また手形や小切手を振り出す場合にタイのローカルな人材の署名だけに任せてしまっよいか否かという問題を生じる。

また、株主総会における決議の方法が、日本とは異なる。タイでは、株主総会の決議の方法によって議決権の付与方法が異なるものとされ、原則として挙手によるが、挙手により決議が行われる前に2人以上の株主が投票による決議を要求した場合には、投票による決議が行われることになる（民商法典1190条）。また、挙手による決議が行われる場合には、（一株式一議決権ではなく）出席株主1人につき1議決権が与えられる（民

商法典1182条)。

このように、タイの法律は日本のそれとは異なることがあるので、会社の運営上の問題の相談を受けるには、民商法典や会社法の規定を予め学習しておかねば相談に応じられない。

7 直面する問題⑤ ～BOIやIEATの承認手続と恩典手続～

予想される相談例

私の会社は製造業ですが、タイでは投資委員会(BOI)の承認手続をもらったり、工業団地省(IEAT)の推奨する工業団地に入ると税金の面で非常に大きな恩典を受けられると聞いているのですが？

(1) 問題の所在

タイでは、外国企業の進出について、製造業においてはこれを積極的に奨励するのに対して、非製造業においては規制的・制約的である。

そこで、製造業においては、とくにタイの法人としなくても投資奨励法に基づくタイ投資委員会(BOI)や、タイ工業団地公社(IEAT)の承認を得ることにより、特定の恩典を受けることがある。

そこで、BOIの承認を受ける手続や恩典を受ける手続について相談を受けることがある。

(2) 投資奨励法の目的

投資奨励法は、タイの産業振興を目的として、1977年に制定された(1991年および2001年に改正)。新規事業を奨励し、条件を満たす投資について恩典を付与している。

恩典の主な内容は、税制上のものであるが、他に事業立ち上げの際の土地保有、外国人労働許可などの便宜供与も含まれている。対象は、外国企業のみならず国内企業も含まれているが、法人に限定されている。

投資の奨励には、別にタイ工業団地公社法があり、公社が勧める工業団地への進出を促している。

(3) BOIによる奨励を受ける要件と優遇措置の内容

BOIの恩典を受けるためには、投資奨励法の別表に記載された要件を備える必要がある。その他の条件として課される条件の例としては、奨励証書に記載された製品、役務のみの提供を行うことなどがある。

BOIによる優遇措置の内容は、概ね、①税制面のものと②非税制面のものとに大別された。

① 税制面の優遇措置

- ・ 法人税・所得税の減免
- ・ 機械・設備の輸入関税の減免
- ・ 輸出製品用原材料の輸入関税の減免

② 非税制面の優遇措置

- ・ 外国人投資家に対する法人名義による土地所有権の許可
- ・ 外国人専門家および外国人技術者の就労許可
- ・ 外国人就労許可手続の緩和（ワークパーミットおよびビザの取得や延長の緩和）
- ・ 国外からの外資の受領および国外への外貨の送金
- ・ 外資事業規制の緩和（100%外資企業の設立および事業の許可）

このうち税制面の優遇については、これまでは、全国を3つのゾーンに区分し、バンコクを離れるほど恩典を大きく付与するなどの工夫を行っていた。産業の地方分散、地方産業の振興を図るとともに、バンコクの一極集中と所得格差の解消を目的としたものとされる。

しかし、新投資奨励制度が、2015年（平成27年）1月1日から実施されることになった。この点については、第1章第2節「3 新しい奨励政策」の項目で説明した。

（4）小括

このように、投資奨励法に基づくBOIの制度は、外国からの投資を受ける中核的なものとなっているため、タイに進出または進出を希望する日本企業からも相談を受けることになる。

今回の新投資奨励制度のように、今後も制度が変更になる可能性があり、常に実施要領を把握しておく必要がある。

8 直面する問題⑥ ～労務管理～

予想される相談例

タイでは、現地従業員を採用して雇用する場合に気をつけなければならない問題がありますか？ 労使慣行の違いといったものはあるのでしょうか？

（1）問題の所在

タイでは労働組合の結成率が低い³⁸、日本企業においては、相当高い割合を占めている。しかし、労使間の問題は、必ず発生する。

その中で、従業員の賃金上昇の問題が顕在化している。インラック政権が発足した2011年8月以降、公約通り最低賃金が引き上げられた。2012年4月及び2013年1月にも二度にわたり引き上げられ、現在は全国一律で300バーツとなっている。労働需給の逼迫に最低賃金引き上げが重なり、賃金は大幅な上昇が続いている。

こうした状況の下で、労使紛争の数は、以前に比べると確実に増えているとされる。タイ人労働者の不満は、以前は団体交渉に使用者自身が出てくれたのに、最近ではローカルの上司やアドバイザーまたは弁護士しか出て来ないことにあるとのことである。その結果、団体交渉がこじれることが多いとの報道がなされている。日本企業の場合、福

³⁸ タイのローカルな企業における労働組合の結成率が2%程度であるのに対し、日本企業における労働組合の結成率は約50%とのことである（バンコク週報）。

利厚生の内容は、多くの場合、「皆勤手当」などの手当である。それでも日本企業において労働争議は発生し、労働組合や団体向けに争議の方法を指南することをビジネスにしている企業まであるとのことである。³⁹

そのため、①労働組合との交渉について相談を受けたり、②労働条件の見直しについて相談を受けたりすることがあり得る。

(2) 労務管理で相談を受けることの意義

タイの法律は日本のそれとは異なるが、労働法の考え方や原理原則は同じであるため、日本の弁護士や法律事務所でも相談に乗りやすい傾向がある。

実際、すでにタイに進出を果たしている日本の法律事務所の弁護士が、タイのフリーマガジンなどに記事として掲載されたり法律相談を受けているが、そこでは労務問題が取り上げられることが多い。⁴⁰

また、労務問題を扱うことにより、企業法務全般に進出できるとの可能性もある。したがって、労務の問題は、今後日本の弁護士がタイに進出する場合に大きな可能性を秘めていると考えられる。

9 直面する問題⑦ ～行政手続～

予想される相談例

タイでは、過去にさかのぼって税金を払わされたり、関税の徴収基準が不明確であったりするという話を聞きますが、本当ですか？

(1) 問題の所在

タイでは、税関や税務の問題についての官僚の裁量が広く、その結果、賄賂などを受領する温床となっているとの指摘がある。

(2) 不満の声

例えば、税関については、税関の担当官による不透明な運用が行われることが多い。関税分類番号（HSコード）の認定基準やロイヤルティー、ライセンス料がどの程度、関税評価額に含まれるのかなどに関して、担当官の裁量が広すぎるという不満の声が多く聞かれる。

進出企業にとってのリスクは事後調査であることで、調査によりHSコードや関税評価額の間違いが指摘され、最大10年間に遡って罰金やサーチャージ（加算税及び延滞税）なども含めて追徴を課されるケースが多数発生しているとの報告がある。

また、税務においても同様の問題があり、全てが税務署の担当官の判断により決まってしまうため、追徴課税のリスクを負ったまま営業しなければならない事態が生じる。

³⁹ 公益財団法人国際労働財団（バンコク）にヒヤリング調査した。

⁴⁰ フリーマガジン「A r a y z」の2014年8月号は、「タイの労働法務」を特集するものであり、そこでは、長島・大野・常松法律事務所及び千代田中央法律事務所の弁護士が記事に登場し、労務問題一般やタイにおける労働判例の解説を行っている。

報告者の聞き取り調査でも、税務や通関の担当官の裁量が広範な結果、恣意的な取扱いを受けたり、過去に遡って追徴課税を受けたとの不満の声が多く聞かれた。

(3) 対応策

行政官の裁量の幅が広いことは、賄賂が授受される原因の一つとなっており、問題の根は深い。ただ、タイにおいても、徐々にではあるが、民主主義及び法の支配の原理とこれに基づく適法性と適正性の観点が重視され始めており、これらの行政官との交渉を粘り強く行っていく必要があると思われる。

10 直面する問題⑧ ～タイ国内での日本企業どうしの取引～

予想される相談例

私の会社は、ある自動車会社の子会社でタイに進出しています。ところが、タイ国内では、日本と異なり、系列の枠を超えて別の系列の子会社とも取引することが多くなりました。このような場合に、何か気をつけなければならないことはありますか？

(1) 問題の所在

タイへの直接投資について、JETROが2013年に行った調査によれば、「投資環境上のメリット」に関わる選択項目として、①市場規模・成長性、②安定した政治・社会情勢、③駐在員の生活環境が優れていることなどが上位を占めた。⁴¹

第⑥番目の項目として「取引先（納入先）企業の集積」があり、第⑩番目の項目として「裾野産業の集積（現地調達容易）」がある。タイは、これらの項目においてトップの地位を占めており、タイに進出している日系企業がメリットを感じている点が注目される。タイの進出日系企業は、4500社から5000社とみられ、ASEANでは随一の企業集積を誇る。⁴² タイでは、日系自動車、家電メーカーの生産の拡大に合わせ、部品メーカーの進出が進み、そうした分品調達環境の改善から、メーカーがさらに生産を拡大するという形で、「集積が集積を呼ぶ」好循環により産業集積が形成されてきた。上記調査によれば、タイでの現地調達率は53.7%であり、タイに続くマレーシアの42.3%を大きく引き離している。

とくに自動車産業は、「アジアのデトロイト」と呼ばれ、世界的な産業集積地になっている。2013年の生産台数は、国内販売が低迷したものの輸出が穴埋めし、前年比0.1%増の245万7086台と過去最高を更新している。

こうした機械製品の生産により、膨大な部品・原材料・設備・関連サービスなどの需要が発生している。部品や素材メーカーの立場からみれば、取引先が豊富にあり、ビジ

⁴¹ JETROが、2013年10～11月に進出日系企業を対象に実施したアンケート調査「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」（2013年度）

⁴² JETROが、2013年8月にタイ商務省に確認したところ、タイには日系企業7739社が登録されている。

ネス機会が大きいということになる。特に中小企業の場合、取引先は日系企業どうしであることが多く、日系企業の多いタイはそれだけチャンスが多いという見方ができる。JETROによる日系企業の調査でも、タイの投資環境上のメリットとして（複数回答可）、「市場規模・成長性」で64.7%、「駐在員の生活環境が優れている」（56.3%）に次いで、「取引先（納入先）企業の集積」（45.6%）が挙げられている。

（2）タイ国内での日系企業間の取引

こうした裾野産業を形成する中小企業は、当初、いわゆる「系列」の親会社である大企業から急かされて進出してきたものが多かった。しかし、最近ではタイ国内でのこうした「系列」の箍（たが）が外れ、中小企業どうしでの取引が活発になっていることが、各種調査で明らかになっている。

例えば、これまでA社の自動車の部品を製造していた会社が、B社の自動車の部品を製造する会社と組んで新たな取引関係を創出するという事態となっている。そして、こうした関係は、タイ国内の会社どうしやタイ国内の会社と日本の会社のみならず、タイ国内の会社と第三国の会社との間にも生じる。

こうした状況において、とくに日本企業どうしやタイ国内の日本企業と日本に所在する会社の取引がなされる場合、契約書さえ作成されず、INVOICEとともに製品や商品の納入により契約の成立とみなすことが、現在でも多いとのことである。

そのため、渉外取引の原則に立ち返り、少なくとも①使用言語、②準拠法、③合意管轄だけでも合意しておくようにアドバイスすることが考えられる。③合意管轄として、タイ内外の国際商事仲裁機関におくことにより、タイ国内の裁判所では訴訟活動に従事できない日本人の弁護士にも代理人となる機会が与えることになる。

タイでは、Thai Arbitration Institution（TAI）などの国際商事仲裁機関がある。この機関は、司法省の管轄の下に設置され、国際貿易、国際投資、知的財産権、建設契約等の紛争解決の場となっている。仲裁人は、経験ある弁護士や専門家が指名されるが、必ずしもタイ語を使用する必要はないことから、日本人の弁護士が日本語を使用して仲裁を行うことができる。他方、タイは、仲裁判断の執行に関するニューヨーク条約に加盟しており、条約に基づいて仲裁判断を外国で執行することが可能である。

タイの仲裁制度については、**第1章第3節「3 タイの仲裁制度」**の項目で説明した。

第2節 在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

1 はじめに

タイの在留邦人が問題となる件は、概ね家族法の適用が問題となるケースである。そこで、ここでは、

- ① 日本人がタイ人と離婚するケース
 - ② 日本人どうしがタイ国内で離婚するケース
- の二つの事例を取り上げて考察する。

2 直面する問題⑨ ～タイ人との離婚～

予想される相談例

私は、日系企業の駐在員ですが、現地の飲食店の女性と結婚しています。しかし、離婚したいと思うようになりました。どのような点に注意したらよいですか？

(1) 事例

30代の日本人男性は、日系企業の駐在員としてバンコクに赴任してきた。飲食店に勤める女性と親しくなり、結婚することになった。その後、二人の間に、女の子が生まれた。ところが、妻が怠惰な生活を送っており、そのことを夫が注意したところ、妻は子どもを連れて出て行き、その後、別居生活が始まった。

(2) 事態の推移

夫は、代理人を立て、タイの家庭裁判所に離婚調停の申立てを行った。申立ての内容は、①離婚すること、②親権者を父である申立人とするることである。

妻も代理人を立てて反論した。妻は、①離婚することは認めながら、②親権者は母親にすべきであるとし、さらに③養育費の支払いを求めるとともに、④財産分与を求めた。妻の代理人は、③養育費について月額3万バーツを要求し、④財産分与については、夫名義で所有するコンドミニアムの半分の価値に相当する金員の支払いを求めた。妻の代理人によれば、夫の資産は総額で1500バーツ（日本円で約5000万円）あるという。

このケースでは、妻は、一定額以上の金員の支払いを受けるために、あえて欲しくもない親権を求めているように見える。タイでは、原則として外国人の不動産所有は認められていないが、コンドミニウムについては例外的に外国人も所有できる。夫によれば、結婚する以前に約500万バーツで購入したものであり、夫婦の享有財産ではないから、それは財産分与の対象とはならない財産であるとのことである。

(3) 家庭裁判所の手続の実際

報告者は、上記の事例につき、当事者（夫）の了承を得た上で、当事者（夫）及びその代理人（弁護士）とともに家庭裁判所に出頭し、手続の推移を見学した。

法廷は、日本の法廷と同じくらいの大きさであるが、傍聴席の部分がなく単にイスを置いているだけの状況で、出頭した関係者が次々に座る。指定された時刻になると、代理人は、その日までに用意してきた書面を持参して裁判官の前に出る。裁判官は、双方

の代理人から書面の趣旨を聞きとりし、その要旨を書記に伝える。

裁判官からは、双方の代理人に対していくつかの質問を行い、その結果を要約し、また書記官に伝える。書記官は、伝えられた内容について、その日の期日調書らしきものを作成してタイプする。タイプされた内容は、その場でプリントアウトされ、裁判官の前で内容が確認され、双方の代理人が署名を行う。

第1回期日であったこの日は、次回期日までの宿題が課され、また期日間で行う交渉内容が確認された。

このように、タイでは、離婚も訴訟形式で開始になるが、その実態は期日間の交渉を促すものであり、事実上の調停に近いものとなっている。

(4) 日本の法曹有資格者の対応のあり方

タイでは、日本の法曹有資格者（弁護士）が法廷で活動を行うことはできない。そのため、日本人への支援としては、アドバイスが中心になる。

今回の裁判で印象に残ったのは、日本人の夫が、「タイ人の妻は一日中、遊んでばかりでいて働かないから、財産分与や子どもの養育費を受け取る権利はない」と声高く主張していたことである。そのため、妻の怠惰な性格を根拠として夫婦の共有財産の分配や養育費の支払いを拒絶することができないことを説明する必要があった。

タイでは、在留邦人が「タイだから、こうした事実が発生する」といった誤解を持つ場合が少なくない。今回の事例においても、同じことは日本でも生じ得ることを説明しタイ固有の問題ではないことを理解してもらうことで、早期の解決が促進される。

他方、タイでは離婚の際の親権について、「男児は母親に、女児は父親に」との慣行があるとされている。これは、母親が若くして離婚して女児の親権者となった場合、再婚相手または新しいパートナーが、女児に対して性的迫害を加える可能性があることを考慮したものとされる。日本人とタイ人の夫婦においても、それがタイにおける調停である以上は、この慣行が実現される可能性が高い。

日本の法曹有資格者（弁護士）としては、個別の問題の中で、それが普遍的な問題であるのか、現地におけるローカルルールの問題であるのかを見据えた上で、依頼者の利益に沿った適切な助言を行うことが求められている。

3 直面する問題⑩ ～日本人どうしのタイでの離婚～

予想される相談例

私は、日本国内で結婚しましたが、夫も同じ会社で働いています。初めは上海に赴任になり夫婦で転居しましたが、この時に不仲になりましたが、その後夫婦ともにバンコクに転勤になりました。私は、会社を辞めましたが、バンコク市内で働いています。離婚する場合に、どのような点に気をつければよいですか？

(1) 事例

日本人どうしの30代の夫婦の事例。日本国内で社内結婚した後、上海に夫婦で転勤に

なったが、この時に不仲になった。そのため、妻は、上海で離婚調停の申立てを行った。

しかし、上海の家庭裁判所は、夫婦の離婚事件を扱う権限がないと判断した。その後、夫婦はバンコクに転勤になった。妻は、会社を辞め、バンコク市内にある別の日系企業で働いている。夫は、バンコク市内にコンドミニアムを購入し、子ども2人と暮らしている。妻は、夫から暴力を受けたため、同居できなくなり、別居を始めた。

その後、子どもは、日本国内の夫の実家に呼ばれて帰って行った。なお、夫婦ともに外国生活が長くなったため、日本の住民票は除籍している。

(2) 問題点

この事例では、

- ① 離婚するか否か
- ② 未成年者の親権者
- ③ 慰謝料及び財産分与
- ④ 子どもに対する養育費
- ⑤ とくに親権を得られなかった者の子どもとの面会交流

という離婚に関するすべての論点が登場する。

協議離婚の交渉において、夫は、②親権が自分のものであることを主張し、③別居後の妻の不貞行為を根拠に慰謝料請求を主張しているため、難航している。

このため、離婚調停をせざるを得ないが、問題は、これを日本国内で行うか、タイ（バンコク市）で行うかである。日本で行い得る可能性はあるが、仮に妻が調停を起こしたとしても、夫はバンコク市内で居住しているため、調停期日に出頭してくる可能性は低い。

そのため、タイ（バンコク市）において離婚調停の準備を行っている。

(3) 日本の法曹有資格者の対応のあり方

タイでは、日本の法曹有資格者（弁護士）が、法廷に立つことはできない。そのため、仮にタイで裁判手続（調停を含む）を行うためには、信頼できるタイ人弁護士を依頼し、そのサポート役に徹することになる。

ここでも、依頼者の利益を最優先に考え、タイ人の弁護士と相談しながら、妥当な解決を図っていくことが必要になろう。

第3章 日本の法曹有資格者がタイで提供できる法的支援の在り方

第1節 日本の法曹有資格者がタイで提供できる法的支援の在り方（タイの外弁規制等、日本の法曹有資格者の活動環境を含む。）

1 序論

日本の法曹有資格者（弁護士）が行う業務は、サービス業に分類される。

その結果、タイで日本の弁護士が弁護士活動を行う場合、①外国人事業法による規制があり、さらに②外国人就労法に基づく労働許可証（ワークパーミット）の観点からも規制がなされている。

その結果、外国人である日本の法曹有資格者の活動は、おおむねコンサルタント業務を中心とする活動に限られる。

2 外国人事業法

外国人事業法については、第1章第2節「4 外国人事業法及び外国人就労法による規制」の項目で説明したが、ここでは法律サービスとの関係で外弁規制の観点から説明する。

（1）目的

外国人事業法は、はじめは軍事政権下の1972年に、外国人の営む事業を規制する目的で制定された。その後、外国の資本・技術の導入を促進すべく1999年に抜本的に改正され、2000年3月から施行された。

（2）「外国人」に対する規制

外国人事業法は、業種を3種43業種に分け、それらの業種に対する「外国人」の参入を規制している。その内容は、第1章第2節「4 外国人事業法及び外国人就労法による規制」の項目で説明したとおりである。

その結果、①個人としての外国人、②法人でタイで登記されていないもの、③外国法人が50%以上出資する会社については、規制されている。

（3）規制業種3種

規制業種3種は、第1種、第2種、第3種の3つのグループに分けられており、

第3種は、「外国人」との競争力がまだついていない業種で、外国人事業委員会の承認を受け事業開発局の局長より認可を受けるか、投資委員会の奨励を受けた場合にのみ、「外国人」でも事業を行うことができるとされている。

この第3種には、次のものがある。⁴³

- 精米、米及び穀物からの製粉
- 養魚
- 植林

⁴³ この項目の整理及び翻訳については、「タイの投資・M&A・会社法・会計税務・労務」久野康成公認会計士事務所ほか著（TCG出版）を参考にした。

- 合板、ベニヤ板、チップボード、ハードボードの製造
- 石炭の製造
- 会計事務所
- 法律事務所
- 建築事務所
- 技術事務所
- 建設（以下を除く）
 - ・ 外国人の最低資本金額が5億バーツ以上で、特別の機器、機械、技術、専門性を要するもので、公共施設または通信運輸に関する国民に基礎的なサービスを提供する建設業
 - ・ 省令で定めるその他の建設業
- 仲介業・代理用（以下を除く）
 - ・ 証券売買仲介・代理業。農産物または金融証券の先物取引
 - ・ 同一企業内における製造に必要な売買・商品発掘の仲介・代理または製造に必要なサービス・技術サービス
 - ・ 外国人の最低資本金額が1億バーツでタイ国内で製造されたか外国から輸入された製品を売買するための仲介または代理業、国内・国外の市場開拓、販売業
 - ・ 省令で定めるその他の仲介、代理業
- 競売業（以下を除く）
 - ・ タイの美術・工芸・遺物でタイ国内の歴史的価値のある古物・古美術品または美術品の国際的入札による競売
 - ・ 省令で定めるその他の競売
- 法律で禁止されていない地場農産物の国内取引
- 最低資本金が1億バーツ未満または1店舗当たりの最低資本金が2000万バーツ未満の全種類の小売業
- 1店舗当たりの最低資本金額が1億バーツ未満の全商品の卸売業
- 広告業
- ホテル業
- 観光業
- 飲食店
- 種苗・育種業
- その他のサービス業（省令で定める業種を除く）

(4) 外国の弁護士に対する規制

上記のとおり、法律事務所は、第3種の規制業種として掲げられている。

そのため、日本の弁護士または日本の法律事務所が日本の「法律事務所」として活動することは、この法律の適用により、行うことができないことになる。

そこで、日本の弁護士が、弁護士または法律事務所として活動するためには、タイ人が経営する法律事務所に移動するか、またはタイ人と共同して設立した法律事務所の過半数の資本をタイ人のものとし、その結果タイの法人となった法律事務所として活動することが必要となる。

3 外国人就労法とワークパーミット

外国人就労法については、第2章第1節「4 直面する問題② ～ビザ及びワークパーミット～」の項目で説明したが、ここでは法律サービスと外弁規制の観点から説明を行う。

(1) ワークパーミットの取得

日本人がタイで就労する場合、ビザとともに労働許可証（ワークパーミット）を取得する必要がある。ビザは、外国人としてタイに滞在するために必要な許可証で入国管理局が所管するが、ワークパーミットは、外国人としてタイで就労するために必要な許可証で労働省の所管である。

ノンイミгранト・ビジネスビザでタイに滞在することを許可された外国人は、投資奨励法またはその他の法令に基づき、関係当局部署が許可する期間に限り、労働許可を取得できる。最長期間は、2年。一時滞在で、特に期限が定められていない許可を受けた外国人に対しては、労働許可の発行日から30日が許可期間となる。

(2) 外国人就労法⁴⁴

外国人は、ワークパーミットの取得に関し、39業種については、外国人就労法及びこれに基づくワークパーミットの制度により、その地域を問わず就労することが禁止されている。⁴⁵

その具体的な業種は、第1章第2節「4 外国人事業法及び外国人就労法による規制」に掲げたとおりである。

その(39)項に、

(39) 法律、訴訟に関する業務

この項目があり、その結果、外国人は、この業種についてワークパーミットを取得することができない。したがって、日本の法曹有資格者もまた、ワークパーミットを取得することができず、「法律、訴訟に関する業務」に従事することはできない。

(3) 外国の弁護士に対する規制

外国人は、ワークパーミットなしで働くことができず、上記の39種類の業種については、就労が禁止される結果、ワークパーミットを取得することができない。その(39)項に「法律、訴訟に関する業務」が規定されている。

⁴⁴ 外国人就労法は、「外国人就労法」と訳されたり、その機能に着目して「外国人職業規制法」と訳されたりする。

⁴⁵ 1979年外国人就業禁止職業規定勅令に規定されている。

そこで外国人弁護士が、タイ国内において「法律・訴訟に関する業務」を行おうとしても、外国人就労法が外国人としての就労そのものを禁止しているため行うことができない。よって、日本人弁護士または日本の法律事務所は、外国人は、法律、訴訟に関する業務を行うことができない。

他の項目で述べるとおり、弁護士資格を有しない者でも、事実上、法律に関するコンサルタントを行っていることとの関係で、外国人である日本の法曹有資格者もまた、法律に関するコンサルタント業務のみが行えるというのが実情となっている。

第2節 日本の法曹有資格者による法的支援に対するニーズの質及び量

1 日本の弁護士の活動領域とその可能性

(1) 日本の法律事務所

現実には、以下の法律事務所が、タイ国内に事務所（またはオフィス）を持っていることを、ホームページなどで宣伝している。

- ① 西村あさひ法律事務所⁴⁶
- ② 長島・大野・常松法律事務所⁴⁷
- ③ 千代田中央法律事務所⁴⁸
- ④ 森・濱田松本法律事務所⁴⁹
- ⑤ 三宅・山崎法律事務所⁵⁰
- ⑥ アンダーソン・毛利・友常法律事務所⁵¹
- ⑦ 牛島総合法律事務所⁵²
- ⑧ 弁護士法人瓜生糸賀法律事務所⁵³

このうち、①と③は、盤谷日本人商工会議所の会員としても登録している。⁵⁴ 最近になって、④は、現地法人であるモリ・ハマダ&マツモト（タイランド）を通じ、タイの大手法律事務所であるチャンドラー・アンド・トンエック法律事務所を買収し、2017年1月より営業を行うとの報道がなされた。今後も、こうした流れは続くものと思われる。

また、日本で司法修習を終了した後、タイで法学の修士を取得した弁護士が、日本国内でタイの法律相談を受けている。⁵⁵

(2) 活動できる根拠と限界

タイにおける外国の法律事務所の活動が、まず、①外国人事業法により規制されているにもかかわらず、これら日本の法律事務所が現実に活動できるのは、いずれの法律事務所も、タイ国内の弁護士らと共同経営を行い、または過半数の資本をタイ人またはタイの法人が拠出しているからである。

さらに、法律関連の業務のうち、外国人弁護士がなし得るのは、②外国人就労法及びこれに基づくワークパーミットの制度により、法律相談またはコンサルタント業務に限定される。

そのため、日本の弁護士がタイに進出してなし得るのは、法律相談を中心としたコン

⁴⁶ http://www.jurists/co.jp/practice/asia_08.html

⁴⁷ <http://www.noandt.com/data/work/index/id/51>

⁴⁸ <http://www.chiyodachuo-jurist.com/kaigaigyomu/tai.html?gclid>

⁴⁹ <http://www.mhmjapan.com/ja/firm/offices/bangkok.html>

⁵⁰ http://www.mylaw.co.jp/thai_office

⁵¹ http://www.amt-law.com/practice/small_class_detail/67

⁵² <http://www.ushijima-law.gr.jp/practice/asia>

⁵³ <http://uryuitoga.com/cut/thai>

⁵⁴ 盤谷日本人商工会議所2014年版会員名簿

⁵⁵ 西澤総合法律事務所 <http://www.nishizawa-law.com>

サルタント業務である。

(3) コンサルタント業務を中心とした相談内容

日本の弁護士が行い得る業務がコンサルタント業務に限定されるとしても、上述したとおり、以下のような業務について相談を受け、またはコンサルタント業務として行うことが可能であることを指摘した。

- ① タイへの進出形式の選択
- ② タイ投資委員会（BOI）の承認を得る手続
- ③ 会社の運営方法（株主総会の運営等）
- ④ 現地従業員の採用と労務管理
- ⑤ 税務対策
- ⑥ 名義貸しをめぐるトラブル
- ⑦ ビザやワークパーミットの問題

さらに、⑧現地法人の買収やM&A、⑨現地にある日本企業どうしの契約書の作成やチェックなどの業務が考えられる。

2 コンプライアンスの問題

(1) コンプライアンスが実現していない現実

タイでは、担当官僚が有する裁量の幅が広汎であることなどの問題から、行政手続（関税手続も含む）などにおいてコンプライアンスが実現していない現実がある。具体的には、制度的に行政官の裁量の幅が広いために賄賂の授受が横行している。

そのため、コンサルタント業を行う弁護士に対する評価の仕方も、日本の場合とは異なる。

例えば、A弁護士は、大変まじめで優秀であり、顧客との関係でも誠実であるため、依頼された案件を進めるにおいても、手続一つ一つについて依頼者に意思確認を行った上で委任状の交付を受ける。A弁護士に仕事を依頼した場合、支払う報酬は安いが委任事務の完了まで時間がかかる。一方、B弁護士は、大雑把なところがあり、顧客に会うのも最初の一度限りであるが、後は全部引き受けたとって仕事を開始し、そのプロセスは不明であるが仕事を早く完了してくれる。その代わり、報酬は高い。

B弁護士の報酬が高額であるのは、公務員等に対する「アンダーテーブル」（賄賂）が含まれているからである。この2人の弁護士のうち、現実には、B弁護士の方が圧倒的に人気がある。多くの日系企業では、このような弁護士を望んでいることが、インフォーマルな聞き取り調査の中で明らかになっている。

(2) コンプライアンスを求める声

東南アジア諸国連合（ASEAN）域内では、贈収賄は「business as usual」であるとの声も聞かれる。米国では、タイ国内での贈収賄に対しても贈収賄防止法（ECPA）といった国内法令が域外適用されるが、（タイのような）米国と関係のない取引で

も訴追することは筋が通らないとする説もある。

しかし他方で、世界的に汚職撲滅のために活動するNGOなどは、汚職が結果的に国民の貧困を助長するとの考えを行動原理に活動している。たとえば、米国の団体「ONE」⁵⁶ は、汚職撲滅により積極的な施策導入を経済協力開発機構（OECD）に働きかけている。

日本の国内法で日本企業による国外での汚職を取り締まるものとして、外国公務員への贈賄を禁じた不正競争防止法第18条がある。⁵⁷ しかし、この法律は、施行された1999年以来、極めて限られた適用例しかない。2008年には、経済産業省が外国公務員贈賄防止条約を管轄するOECDに呼びつけられ、積極適用を求められた。

トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）⁵⁸によれば、同条約の執行状況で、日本を、39カ国中、4ランク中最低のランクとした。こうした状況の中で、日本の弁護士がタイ王国に進出した場合、どのようなスタンスをもって対処していくべきかは、大きな問題と考えられる。

（3）日本の弁護士の競争相手

このように、日本人弁護士が、タイ国内においてなし得る業務が、コンサルタント業務を中心とするものに限定される以上、次の者が競争者となることが考えられる。

- ・ タイ人の弁護士
- ・ タイ以外の外国（例、米国）の弁護士
- ・ タイの税理士・会計士
- ・ タイ以外の外国（例、米国）の税理士・会計士
- ・ 日本人の税理士・会計士
- ・ タイのコンサルタント会社
- ・ タイ以外の外国（例、米国）のコンサルタント会社
- ・ 日本のコンサルタント会社

とくに相談の内容が、タイ投資委員会への申請など政府機関とのやり取りが必要となり、また税務や関税の問題に及ぶことが多いので、従来の典型的な弁護士のように裁判所での仕事のみを念頭においた法律家として活動をするだけでは足りない。タイ国内法の法令に精通した上、税務や会計制度に対する理解も深めなければならない。

（4）期待される新たな領域

外国人弁護士としての日本人弁護士の業務が、①外国人事業法及び②外国人就労法及びこれに基づくワークパーミットの制度により、コンサルタント業務に限定され、訴訟

⁵⁶ <http://www.one.org/international>

⁵⁷ 不正競争防止法第18条第1項は、「何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を図るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込みを若しくは約束をしてはならない。」と規定している。

⁵⁸ www.transparency.org

活動を行い得ないことは上述のとおりである。

他方、タイ国内には、自動車産業や電気電子機器産業が高度に集積しており、こうした企業間での取引交渉や契約が実行されている。このような業務過程において日本人弁護士が活躍できる余地が残されている。この場合、例えば、合意管轄を国際商事仲裁裁判所とすることにより、日本人弁護士が係争の代理人とできる可能性がある。

タイでは、現在、司法省の下に仲裁裁判所が設置され、国際貿易、国際投資、知的財産権、建設契約等の紛争解決の場となっている。仲裁人として、経験ある弁護士や専門家が指名されている。言語は、タイ語に限られない。仲裁の結果出された判断は、当事者を拘束し、裁判と異なり一審限りで終結するため迅速な解決を期待できる。タイは、仲裁判断の執行に関するニューヨーク条約に加盟していることから、条約に基づき仲裁判断を外国において執行することが可能である。

日本人弁護士としても、仲裁裁判所の制度の利用を促進することで、日本企業や在留邦人の権利実現に協力できるものと期待される。

タイ国内の仲裁制度については、**第1章第3節「3 タイの仲裁制度」**の項目で説明した。

第4章 その他タイの実情に鑑み特筆すべき事項や調査受託者 において特に力点を置いて実践した事項

第1節 日本の諸機関との連携の可能性

1 日本大使館及び領事館

(1) 日本大使館及び領事館の役割⁵⁹

在タイの日本大使館は、バンコク市内のルムピニー公園の東側、ウィッタユ通り(Witthayu Rd.) 沿いにある。大使館の中に領事部があり、タイにおける在留日本人に対する各種行政サービスを提供し、トラブル等が発生した際の邦人援護を行っている。

また、タイ人他外国人に対する査証(ビザ)の発給業務を行っている。最近では、タイ人に対して査証(ビザ)を発給する条件が緩和されたことなどから、タイ人の日本への観光客が急増している。

なお、タイ国内では、チェンマイにも領事館がある。

領事部の活動内容は、ホームページに分かりやすく記載されている。⁶⁰

「領事関連情報」のコーナーには、在留届や旅券関係のほか、在外選挙関係や海外子女教育支援のコーナーまである。邦人援護関係では、緊急時の連絡先やタイ国内で日本国籍を持つ者が死亡した場合の手続についての案内もある。

また、タイは、子の奪取に関する「ハーグ条約」⁶¹を締結しているため、「子の親権関係」として、この条約について説明するリーフレットが置かれており、そこを訪れる在留邦人に情報を提供している。

「日本企業支援」のコーナーでは、日本企業支援の取り組みを行っている関係諸機関が、連絡先とともに掲載されている。

(2) 連携の可能性

まず、在留邦人がタイ国内で何らかの被害に遭い、または被疑者・被告人として身柄を拘束され、または刑事裁判になった場合には、領事部の仕事の領域であるが、タイ人の弁護士が就くことになる。外国人弁護士は、訴訟活動ができない。⁶²そこで、仮に日本人が逮捕された場合でも、日本人弁護士は、弁護活動を行うことはできない。

次に、経済活動について、日本企業の進出や活動を領事部と日本の弁護士が連携できないだろうか。

ヒヤリング調査によれば、現在のところ、領事部がタイの在留邦人から相談を受け、それが法律問題で、かつ専門家の判断が必要と考えた場合には、JETROの窓口を紹介するとのことである。さらに、紹介先のJETROが、専門家による相談が必要と判断した場合、「Baker & McKenzie法律事務所」を紹介しているとのことである。したが

⁵⁹ 住所は、バンコク都パトゥムワン区ルンピニ町ウィッタユ路177番。

⁶⁰ <http://www.th.emb-japan.go.jp/jp/consular/>

⁶¹ 日本語での正式名称は、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」。

⁶² 1979年外国人就労禁止職業禁止規定勅令の末尾のリストに39項目が規定されており、(39)項に、「法律または訴訟におけるサービス」と規定されている。

って、現在のところ、領事部を通じて日本の弁護士が仕事を請ける機会はない。

では、今後、領事部と連携して日本の弁護士が活動を行うことができるであろうか。

領事館の目的は、邦人保護にある。しかし、そのホームページ上で自ら規定するように、「公務員としての公平性・中立性」を害しない範囲で日本企業に対する協力とこのことであれば、日本企業にとって、親身になって相談に乗ってもらえるとの印象は持ち得ない。

そもそも在留邦人は、自らの行為について違法性が疑われる場合には、領事館に相談することをためらう傾向がある。例えば、タイでは業務を円滑に進めるため、リベートや賄賂を受け渡しすることが事実上行われている。しかし、日本企業の担当者は、日本国内で違法なものとして禁止された行為について、タイでも違法とされる可能性があることは十分に認識している。むしろ日本企業の担当者は、タイ国内でも日本と同様にコンプライアンスを堅持した経済活動を行うのか、それとも違法の可能性はあるがタイでは常識的に許された活動を行うことがよいのか、また違法・適法の限界は何かという判断に悩んでいる。そのため、自らの法律相談の過程で違法な行為が発見される可能性のある法律相談をはたして領事館で受けるかについては、疑問が残る。

また、例えば、最近ではタイ国内の医療機関において代理母制度を利用して子どもを持つ夫婦らが日本からタイを訪れている。代理母制度そのものが日本国内ではデリケートな問題として正面から扱う医師がいないため、タイを訪れて代理母制度を利用している。この場合、生まれた子どもは、母子関係は分娩の事実により認められるため、（仮に卵子提供者が妻であったとしても）日本人夫と出産したタイ人女性との間の子どものとして届け出られ、その後子どもを連れて帰国する。このとき、出生届を領事部に提出することになるが、一般には代理母制度を使ったことは秘密にされたままである。このように、領事部に対しては、違法かもしれない自身の行為を相談しづらいという傾向がある。

政府は日本企業の海外進出を支援するため、来年度から大使館など在外公館へのアドバイザー業務を弁護士に委託する方針を固めたとのことである。⁶³ 外務省からの委託を受けた弁護士が、月に一度程度の割合で法律相談に応じており、バンコクの大統領館においても実施されている。ここでは投資や労働に関する法制度や法令運用の実情を調査し、企業への情報提供や現地政府への状況改善の働きかけに役立てるとのことである。こうした試みが成功するためには、担当する弁護士が現地の法制度（タイの場合には、ビザやワークパーミットのほかBOI制度やIEAT制度）や税務・会計制度に精通するとともに、現地の弁護士との協働体制をとり得るようにすることが必須の前提条件になるう。

また、大使館や領事部の方針として、あくまでアドバイザーの機会を提供するものであって、日本の弁護士が受けた相談内容は当然に守秘義務の対象とし、しかもこのよ

⁶³ 日本経済新聞平成27年2月8日。

うに活動することが大使館または領事部の役割とは異なることを明確にしなければならない。このように考えるとすれば、大使館または領事館は、日本法人または在留邦人が日本の弁護士と相談できる機会を設定すれば十分であり相談の内容にまで立ち入るべきではないと考えられる。

2 盤谷日本人商工会議所（JCC）⁶⁴

（1）商工会議所の役割

JCCの目的は、①日タイ両国の商工業及び経済全体の促進、②会員相互の親睦、③会員の商活動発展のための援助及び便宜供与、④仏暦2509年商工会議所法に基づき会議所として行うことである。⁶⁵

JCCによれば、JCCに登録している企業は、2014年10月現在、1582社であるとのことである。製造業と非製造業との割合がほぼ半数ずつであったが、その2年前に非製造業の会社が製造業の会社を上回ったとのことである。⁶⁶

JCCには、全部で15の部会があり、会員企業の業務の種類により部会に所属する。部会では、交流会や見学会、講演会等を開催し、同じ業種や関係する業種の会員と相互の交流を深め、経営に役立つ情報などを提供している。毎月、発行される雑誌上で経済統計を掲載しているほか、2年に一度の割合で、「タイ国経済概況」を発行し、詳細な経済指標を提供している。⁶⁷

JCCには、各種委員会を運営している。各委員会の目的として、会員企業のためのビジネスサポートや、在タイ日系企業としてタイ社会との連携協力を行っている。

この委員会の一つに法制委員会がある。法制委員会は、タイ国内の工業団地を巡回し日本企業の法律相談会を催している。報告者は、アマタナコーン工業団地に実際に赴き、ヒヤリング調査を行った。こうした法律相談会は、工業団地またはその経営会社が依頼しているというわけではなく、日本企業とJCCとが直接やりとりしているとのことである。

また、JCCは、日本からタイに対する直接投資や、タイ国内における日本企業の活動について、タイ政府と交渉し、実質的に日本国政府の代理として通商交渉を行ってきた。2014年にクーデターが発生したが、臨時政府（暫定政権）との関係でも、日本企業の立場に立ちながら幾つかの要求を行ってきた。

（2）連携の可能性

JCCが行う法律相談は、一般に会員向けのものに限られており、かつ会員は法人に

⁶⁴ バンコク市ワイヤレス路87/2所在。

⁶⁵ 盤谷日本人商工会議所定款第3条。<http://www.jcc.or.th/rulePlan/index>

⁶⁶ ただし、この場合の製造業には、製造業の会社が使用する機械などの卸売会社や商社も含む。2014年10月、盤谷日本人商工会議所で聞き取り調査した。

⁶⁷ 最新の「タイ国経済概況」（2014年/2015年版）は、2014年12月に発行された。約700ページにわたる大部のもので、タイの経済状況等について詳細な分析がなされている。

限られているため、JCCに加盟していない法人や個人企業を対象としたリーガルサービスを届けにくい環境にある。

また、企業からの相談を受け付けるため、取引法の問題が中心となり、家族法の問題にまでは手が届きにくい。また、例えば、相談の内容が相談者の雇用先との労働問題の場合、雇用先自身がJCCの会員であることから法律相談には来ないと思われる。仮に相談があったとしても相談を受ける日本の弁護士に利益相反の問題を生じる。

したがって、JCCと連携して日本の弁護士がリーガルサービスを提供する場合、JCCだけの活動ではなく、領事部や日本人会における相談業務と合わせて実施して行くべきと考える。

3 国際協力機構（JICA）タイ事務所

(1) 役割

JICAは、国際協力事業団の業務を引き継ぎ、政府ベースの技術協力等を実施する機関として、独立行政法人国際協力機構法に基づき、2003年（平成15年）10月に設立された。

その目的は、開発途上地域に対する技術協力の実施、無償資金協力の実施の促進、開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務等を行い、これらの地域等の経済及び社会の発展または復興に寄与し、国際協力の促進に資することにある。

JICAは、タイについて、既に開発途上国の域を脱し、中進国になっているものの、産業競争力の強化、高齢化対策、環境・気候変動対策及び周辺国とのコネクティビティ強化といった課題を有するとする。そしてタイに対する協力重点分野は、①持続的な経済の発展と成熟する社会への対応、②ASEAN域内共通課題への対応、③ASEAN域外諸国への第三国支援の3つであるとする。

また、2011年に発生した大洪水被害への対策を引き続き行うほか、競争力強化に向けたインフラ整備、気候変動への対策や地方での環境分野における取り組み、地方の中傷企業支援。高齢者への介護サービスの改善等、中進国となったタイが抱える課題に対する協力を実施しているとする。⁶⁸

現地事務所でのヒヤリング調査によると、タイは既に発展途上国ではなくなったが、第三国支援の拠点として今後も存続させていく必要がある。そのことにより、日本国内で失われた技術（例えば、畑地での稲作）を継承させるとの意味が認められる。今後の活動は、上記の協力重点分野の指摘と合致しており、①日本とのナレッジ・シェアリング、②ASEANの連結性確保に協力していくこと（例えば、電圧がタイとラオスでは異なるが、双方で使用できる配電盤を供給すること）、③タイのドナー化に協力すること（例えば、アフリカにおいてタイ（例、タイ米）のプレゼンスが高いことから、さら

⁶⁸ JICA各国における取り組み／タイ <http://www.jica.go.jp/thailand/>

に高めることに協力し、第三国支援の拠点にしたい) とのことであった。⁶⁹

(2) 連携の可能性

JICAは、開発とつなげることを条件に、進出企業に対して数千万円規模の補助金を出すことができ、この点は、せいぜい数百万円しか出せないJETROプラス中企庁の事業と異なるところであるという。⁷⁰

JICAにおける法律相談は、無償支援等を行い得るか否か等の観点からなされるであろうから、タイに進出する日本企業からの一般的な法律相談は、なかなか難しい。

反面、業務の性質上、タイにとって有益な企業を応援する日本企業が選別されていることから、これをサポートするとの名目上、日本人弁護士を業務に関わらせることをタイ政府に対して承認させやすい。

JICAでのリーガルサポートだけでは充分ではないものの、他の機関との連携に加えたJICAと日本の弁護士との連携も検討に値する。

4 タイ国日本人会^{71,72}

(1) 役割

タイの在留邦人は、4万9983人となっている(外務省の2012年速報版)。前年比で、2732人の増加となった。この数は、国別順位で7位であり、このうち3万5935人がバンコク在留で、都市別順位で5位となっている。ただし、現実にタイに滞在する在留邦人の数は、約6万人から6万5000人に達すると日本人会は見ている。

タイの日本人会は、1913年(大正2年)に設立され、創立90周年を超えた世界で最も長い歴史をもつ日本人会とされる。規模としても世界最大規模の日本人会とされる。その目的は、会員間の親睦を図ることにあるが、具体的には、会報誌「クルンテープ」の発行・送付や各種サークルの運営、大使館からの安全緊急情報の提供などを行っている。1987年にサートンロードのサートンタニ・ビル1階(723㎡)を購入して本館を開設し、日本食レストラン、図書館、会議室を設置している。

タイ国内には、他に、チェンマイ、チョンブリ・ラヨーン、プーケットにも日本人会がある。

日本人会では、現在のところ、法律相談またはそれに類似する活動を行っていない。ただ、2~3年に一度くらいの割合で日本から司法書士らで構成するNPO団体が来て法律相談を行っているとのことである。

⁶⁹ タイに進出している日系企業の工夫の例としては、次のものがある。味の素は大きなボトルで販売していた商品をタイ国内では小分けして販売することとした。蚊を寄せ付けない薬品を蚊帳に塗った商品を製造販売する会社を応援したが、マラリアに罹患する者が減少するとの効果を持つ。北海道のある畜産業者からタイ国内での肉の販売を提案されたので、畜産局に紹介をした。

⁷⁰ 例として、サイアム・クボタがある。こうした事業は、いわゆるBOP(Base of pyramid)ビジネスであり、新しいODAの利用方法として注目されている。

⁷¹ 住所は、1st Fl. Sathorn Thani Bldg. II, 92/2 North Sathorn Rd. Bangrak Bangkok 10500

⁷² ホームページ<www.jat.or.th/>には、入会案内とともに多様な活動の様子が報告されている。

こうした機会には、比較的多く人が集まるとのことで、相談の内容は、家族に関するものが多い。その性質上本来は日本でも法律相談できるが、タイに居て帰国する機会がないため、タイの法律相談で申し込んでいるようである。例えば、日本国内で居住していた家族が亡くなり相続が発生したといったケースである。

(2) 連携の可能性

日本人会の目的は、あくまで会員相互の親睦を図ることであるから、会員に対して、日本の弁護士が法律相談を行う要請は必ずしもない。しかし、在留日本人が生活で困っている問題について、私的な親睦団体として向き合うことを拒否する理由もない。むしろ親睦を強めるものとして積極的に導入をアプローチすべきである。

日本人会の性質上、相談の内容は、会社関連や取引法に関連するものは少なく、家族法関連や個人的なものが多いと考えられる。ここでの法律相談を契機にあらためて日本の法律事務所や日本人弁護士またはタイ人の法律事務所を紹介することも可能である。したがって、リーガルサービスを提供する契機としては、最も適しているのではないかと考えてきた。

そのため、別の項目で指摘するとおり、日本人会において無料法律相談を実施できないかを検討してきた。

5 日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所⁷³

(1) 役割

JETROは、日本貿易振興機構法に基づき、前身である日本貿易振興会を引き継いで設立された機関である。

その目的は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することにある。⁷⁴

(2) 活動

ホームページがあり、その記載により活動内容が理解できる。⁷⁵

ビジネス展開支援として、各種セミナーや展示会を行い、ビジネスサポートセンターとして、タイでビジネスを立ち上げるために必要な投資制度情報やノウハウとオフィス機能を兼ね備えた施設を、バンコク市内に開設している。また、食品・農林水産物など特定の分野の専門家が問い合わせを受けるサービスを提供し、JETROの専門家による新興国進出に向けた支援サービスを提供している。

輸出入・海外進出の実務として、タイ進出に関するタイの制度を紹介し、日本から輸

⁷³ 住所は、1st Fl., Nantawan Bldg., 161 Rajadamri Rd., Bangkok 10330

⁷⁴ 独立行政法人日本貿易振興機構法第3条

⁷⁵ <http://www.jetro.go.jp/jetro/>

出する場合のタイの制度を紹介している。

また、税務・労務等ビジネス関連情報として、現地の専門家によるレポートを掲載している。

その他、詳細な経済指標を提供しており、日本企業に役立つようにしている。

(3) 連携の可能性

J E T R Oでは、毎年、顧問となる法律事務所と契約をしているが、この数年は継続的に、「Baker & McKenzie法律事務所」⁷⁶との契約となっている。そのため、日本企業から法律相談を受けた場合でも、同法律事務所に相談が持ち込まれる。

J E T R Oでは、日本大使館の領事部から法律相談を引き継いだ場合にも、顧問先に相談を持ちかけるとのことであり、したがって同法律事務所に持ち込まれる。

この顧問契約を結ぶ先については毎年募集しているが、現在のところ、日本の法律事務所からの顧問契約の応募はないとのことである。今後、日本の法律事務所としては、J E T R Oに応募し、顧問契約を締結し、J E T R Oを通じて日本企業にリーガルサービスを提供する可能性は充分にあり得る。日本の弁護士としては、タイの法制度を熟知した上で、J E T R Oと協力してタイに進出する日本企業に対するサポートを行うことになる。

このとき、日本の弁護士は、リベートや賄賂の収受が事実上の常識となっているタイの慣行とコンプライアンスの問題に直面することになる。日本国内と同様に高度の遵法精神を維持するのか、それともタイの慣行を受容した方式を採用するのかの判断を迫られる。

⁷⁶ www.bakermckenzie.com/ja-JP/Thailand/

第2節 無料法律相談の提案

1 無料法律相談の目的

バンコクにおいて無料法律相談を実施することを提案し試行していきたいが、その際には、タイ人弁護士の同席が不可欠である。その理由は、タイにおけるコンサルタント業務の内容は、BOIやIEATとの交渉が多く、したがってタイ語の使用が不可欠だからである。

この無料法律相談の目的は、必ずしもその場で全ての問題を解決しようとするものではなく、相談内容について適切に対応してくれる相談先を紹介することにある。その結果、バンコク市内にある日本の法律事務所を紹介することであろうし、タイ人の法律事務所や税務・監査事務所を紹介することであろう。

2 日系企業を対象とした無料法律相談

(1) 製造業と非製造業

すでに提出した報告書から明らかなおり、日系企業からの法的支援のニーズの必要性は、①製造業におけるものと②非製造業におけるものとは、大きく異なる。

まず、①製造業については、基本的には内外法人を問わず、タイ投資委員会（BOI）の承認を得られれば多くの特典を得られる。民商法の適用の問題や労務管理、また税務上関税上の問題がある。

次に、②非製造業については、「外国人事業法」及び「外国人就労法」に基づくワークパーミットの制度により、外国法人及び外国人が行うことができないことから、名義貸し（ノミニ）が重要な問題となることが多い。

(2) タイ人弁護士の協力を得ること

そして、①製造業及び②非製造業のいずれの場合でも、日本の弁護士は、タイ国内の法廷で訴訟活動の代理人として活動することはできない。したがって関与できるのは、コンサルタント業務のみである。

仮に今後、日系企業の活動に対して日本の弁護士が直接関与できるようにしようとするれば、日経企業が関与する取引の契約条項の合意管轄において、紛争発生時にはタイ国内の国際商事仲裁機関を利用する条項を設けることが考えられる。国際商事仲裁機関であれば、日本の法曹有資格者が、紛争解決のプロセスにおいて協力することが可能となる。

また、在留邦人については、タイ国内で離婚調停や相続といった家事事件の相談に応じる必要がある。たとえば、夫婦ともにタイの就労ビザを取得してタイ国内で就労している場合、日本での住民票は除籍となっており、日本国内で離婚調停を行うことは不可能であり、仮に理屈上可能としても全く実効性がない。この場合、タイ国内における家事調停手続を利用することになる。タイ国内でも離婚では、調停手続が利用されている。ただし親権の問題について、男子は母親に女子は父親に親権を与えるという慣習法

または慣行が存在しており、外国人である在留邦人についても適用されることになる。

こうした手続について日本人弁護士は直接関与することができず、タイ人弁護士に依頼するしかないが、日本人弁護士は、助言の限度で関与することが考えられる。